

No. 4月 - A

収 入 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	交付金 ・ 雑収入				
金 額	1,500,000 円				
内 容	政務活動費平成27年4月～6月				
収 入 元	静岡市会計管理者				
収入年月日	H27年 4月 2日				
備 考 20 27--4--2 振込 当市会計事務所 *1,500,000					
出納簿 確認欄					✓

日本維新の会静岡市議会議員団 様

但し : クレジットカードにてお支払い

利用明細

注文番号 : 213310-20150408-0312051216

注文日 : 2015/04/08 23:48

発送日 : 2015/04/09

商品明細

商品コード	商品名	数量	単価(税込)	金額(税込)
9784103027522	「リベラル保守」宣言	1	1,512	1,512

合計金額(税込) 1,512

支払金額 1,512

ご利用ありがとうございました。



楽天株式会社

〒158-0094

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

TEL: 03-6221-7618

e-mail: info@books.rakuten.co.jp

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 4月 16日				
支払年月日	27年 4月 16日				
金 額	1,888 円				
内 容	テーブルタップ代として				
支 払 先	(株)ヤマダ電機				
備 考	テーブルタップ(延長コード)2個 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 4月-2

0722097012 WHA2834WKP
1:持帰 外08
10
¥869
SSS
0723869014 HST1922W
1:持帰 外08
10
¥880
SSS

管理No. 0331-0002347
伝票No: 0334-331-064431
発行日: 2015年04月16日

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

領収書

日本郵政の会青い国産会議員 様

内訳 現金 ¥1,888 (内消費税 ¥139)

但しデースパルマッポ 他
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

0722097012 WHA2834WKP
1:持帰 外08
10
¥869
SSS
0723869014 HST1922W
1:持帰 外08
10
¥880
SSS

管理No. 0334-331-0002347
伝票No: 0334-331-064431
発行日: 2015年04月16日

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

領収書

日本郵政の会青い国産会議員 様

内訳 現金 ¥1,888 (内消費税 ¥139)

但しデースパルマッポ 他
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 4月 17日				
支払年月日	27年 4月 17日				
金 額	1,620 円				
内 容	書籍代として				
支 払 先	楽天ブックス				
備 考	『やり過ぎる力』1冊				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。



納品書

注文日: 2015/04/17
注文番号: 213310-20150417-0354785103
納品書番号: 0115041700033403301

楽R天ボックス

様



返品交換連絡票

商品の交換・返金をご希望の際は、以下の交換・返金の欄にチェックを入れ、理由をご記入いただき、返品交換連絡票を切り離して、該当商品と同封のうえ、ご返送ください。※異なる商品への交換は承れません。交換・返金は商品到着後30日以内、未使用・未開封の場合に限らせていただきます。

商品コード	商品名	数量	種類	単価 (税込)	金額 (税込)	個数	交換	返金	理由
9784799312575	やり過ぎる力	1	本	¥1,620	¥1,620				

やり過ぎる力

やり過ぎる力

[A06-D-128]

切り取り



楽天ボックスのご利用ありがとうございます！
またのご来店を、スタッフ一同心よりお待ちしております。
●次回の来店時には、「クーポン情報」をご覧ください。
期間限定ポイントやお客様だけのプレゼントクーポンがあるかもしれません。

【楽天ボックスをご紹介します】
・最短で翌日配送、さらにCDやDVDの予約商品なら発売日前日に配送
・特価セールも随時商品が更新
・本、CD、DVD、ゲームなど日本最大級の品揃え



011504170003340330101114

小計 (税込)	1	¥1,620
□配送料		¥0
合計 (税込)		¥1,620
ポイント利用額	0 ポイント	
クーポン利用額		¥0
お支払い合計金額 (税込)		¥1,620
お支払い方法	クレジットカード	

上記金額を領収しました。

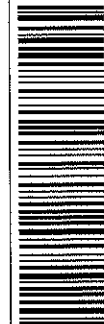
■ご注文内容について 商品の詳細は、発送時に配置するメールにて記載しております。
<商品が不足しているときは>
以下のケースが考えられますので、発送メールをご確認ください。
(1) 在庫切れによる、注文商品のお取り消し。
(2) 分割発送をご選択。
(3) お荷物が複数個口に分かれた。

<交換・返金をご希望の場合>
(1) 交換・返金をご希望の場合は、弊社お問い合わせフォームよりご連絡ください。
(2) ご連絡をいただいたうえで、交換・返金、理由欄に必要情報をご記入ください。
(3) 該当商品の交換・返金にチェックマークを入れ、理由を以下に記載の一覧より選択いただき、ご記入ください。
(4) ご意見、ご要望などがございましたら、コメント欄にご記入ください。

お客様負担 (お支払いで返送ください)	
1. 商品を送って注文した	5. 注文した覚えがない
2. 他で楽天より安い商品を見つけた	6. サイト上の説明と違う
3. 商品の性能や品質が思ったよりよくなった	
4. 必要がなくなった	

返送料弊社負担 (着払いで返送ください)	
7. 商品に傷、汚れがある	12. 納品書上の数より届いた商品数
8. 商品に不具合・故障がある	13. 商品が不足している
9. 部品や付属品が不足している	14. その他 (コメント欄にご記入ください)
10. 注文と異なる商品が届いた	
11. 配送中に汚損があった	

<コメント欄>



011504170003340330101114

No. 4月-3

但し : クレジットカードにてお支払い

利用明細

注文番号 : 213310-20150417-0354785103

注文日 : 2015/04/17 02:04

発送日 : 2015/04/17

商品明細

商品コード	商品名	数量	単価(税込)	金額(税込)
9784799312575	やり過ぎる力	1	1,620	1,620

合計金額(税込) 1,620

支払金額 1,620

ご利用ありがとうございました。

楽天株式会社

〒158-0094

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

TEL: 03-6221-7618

e-mail: info@books.rakuten.co.jp



No. 4月 - 4

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 4月 27日				
支払年月日	27年 4月 27日				
金 額	823 円				
内 容	4月分新聞購読料(しんぶん赤旗 日曜版)として				
支 払 先	しんぶん赤旗 静岡出張所				
備 考					
				出納簿 確認欄	√

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 4A-4

日本維新の会静岡市議会議員団

様

新聞・雑誌名
「しんぶん赤旗」日曜版

部数 金額
1 823

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領収書

823 円

2015 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「しんぶん赤旗」静岡出張所
静岡市新富町2丁目14-1
電話 054-253-0547

領収日

4/27

投者

No. 4月 - 5

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 ⑥ 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 4月 27日				
支払年月日	27年 4月 27日				
金 額	6,829 円				
内 容	複合機使用料として				
支 払 先	(株)サンアイオーエイ				
備 考	★ 振込手数料を含みます。				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 4月-5

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号				
27	04	27					266
銀行番号		店番号		科目		口座番号	
****	****	**		*****			
お取扱店		お取引内容			お取引金額		
0112		電信振込			¥6,721		
お取扱枚数		00000000700000000000					
		おつり			残高		
		¥171					
キャッシング		手数料		時刻		お取扱 できない場合	
		¥108		10510073			

お振込先明細・ご案内
ス`オカ
クツノヤ
普通 80984
カ)サンアイオー-イー 様
ニッホ`ンイシンノカイシス`オカシキ`カイキ`イ
ンタ`ン 様 TEL0542542111

06.520.38 ㊦ (裏面もご覧ください)

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
27	04	27				
銀行番号		店番号	科目	口座番号		
****	****	**	*****			
お取扱店		お取引内容		お取引金額		
0112		電信振込		¥6,721		
お取扱枚数		000000007000000000000000				
		おつり		残高		
		¥171				
キャッシング		手数料	時刻	お取引 できない場合		
		¥108	10510073			

お振込先明細・ご案内
ス`オカ
クツノヤ
普通 80984
カ)サンアイオー-イー 様
ニッホ`ンイシンノカイシス`オカシキ`カイキ`イ
ンタ`ン 様 TEL0542542111

06.520.38 ㊦ (裏面もご覧ください)

No. 4月 - 6

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 4月 30日				
支払年月日	27年 4月 30日				
金 額	8,547 円				
内 容	4月使用分 電話・インターネット使用料として				
支 払 先	NTTファイナンス(株)				
備 考	請求金額のうち、電報料(¥6,912)を引いた金額です。 10 27--6--1 振替 *15,459 NTT電話料				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 4月 - b

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	8	5	4	7

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

4月使用分電話・インターネット使用料として
(電報料¥6,912-を引いた金額)

支払年月日 27年 4月 30日
支払先住所 東京都港区芝浦1-2-1
支払先名称 NTTファイナンス(株)

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 4月 30日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団
代表者名 尾崎 剛司



2015年 5月 14日発行

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

No. 4月-6
(1 / 1 ページ)

お客様氏名 CUSTOMER NAME	日本維新の会静岡市議会議員団様 日本語表示に標準的なコードとして使用されているJIS漢字コードを用いて表示しているため、それ以外の文字は●(黒まる)表示となります。
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	00-4703-4807

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2015年5月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	15,459円
振替日 TRANSFER DAY	2015年6月1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 14,271円

NTTファイナンス分ご請求額 1,188円

(合計) 15,459円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

WebBillingにお申し込みいただくとご利用料金をインターネットで確認できます。

詳しくはNTTファイナンス ホームページをご覧ください。

電話料金等料金領収金額

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2015年4月ご請求分 (2015年4月30日振替)
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	11,905円
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * * * 口座番号 (ACCOUNT) * * * 17

前月または前々月のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『領収金額』を表示いたします。

[illegible]

*** ユニバーサルサービス料について ***

※ユニバーサルサービス料について※
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 4月 30日				
支払年月日	27年 4月 30日				
金 額	48,600 円				
内 容	4月分 庁舎外事務所(葵区) 家賃として				
支 払 先					
備 考	静岡市葵区上伝馬22番55号 契約書の写しは別紙の通り				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

No. 4月-7

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	8	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

庁舎外事務所 家賃として

(月額¥97,200-の1/2)

静岡市葵区上伝馬22番55号

支払年月日 27年 4月 30日

支払先住所

支払先名称

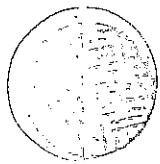
上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

平成 27年 4月 30日

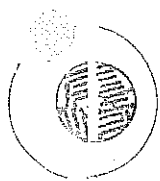
会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団

代表者名 尾崎 剛司





建物賃貸借契約書



平成 26 年 4 月 1 日



尾崎 剛司 様



建物賃貸借契約書 (事業用)

(A) 賃貸借物件の表示

所在地	静岡県葵区上伝馬22番55号 (地番: 上伝馬127番11の一部)		家屋番号	
建物名称	様貸事務所	階数	1 階	部屋番号
建物用途	事業用 (非居住)	建物種別	店舗・事務所・倉庫 その他 ()	
建物構造	木造・(鉄骨)造	折板 葺	専有部分	床面積 60.06 m ²
建物構造	1 階建 総面積 60.06 m ²	敷地面積 192.88 m ²	駐車場	敷地内駐車可

※194.88 m²より道路隅切部分2 m²減少

(B) 賃借人の業種及び建物の使用目的

賃借人の業種	市議会議員
建物の使用目的	事務所・倉庫

(C) 契約期間

平成 26年 4月 1日 ~ 平成 28年 3月31日まで [2 年 一 月間]

(D) 貸主及び管理業者

貸主 (住所・氏名)		
管理業者	商号又は名称	(担当者)
	事務所所在地	
	電話番号	

(E) 家賃等・保証金等 授受される金銭

家賃等	家賃	月額 110,000 円 (建物賃料 90,000 円含)	敷金等	敷金	金 330,000 円
	消費税 (8%)	8,800 円 ※消費税は税率で変動			

(F) 家賃等の支払方法

翌月分を毎月 末 日までに (銀行振込・口座引落・その他 ()) により支払。	
振込先	(金融機関名) 静岡信用金庫 本店 ・ 片羽 支店
	(口座番号) 普通 ・ 当座 No. (口座名義人)
	持参払いの場合の持参先

(G) 借主が負担すべき修繕箇所

借主は、借主の故意・過失により生じた修繕はもとより、通常の使用であっても次の箇所の修繕に係る費用について負担するものとする。但し、修繕が生じた際には両者協議の上決定するものとする。

- ・ 建具、造作、照明器具等日常の使用による消耗部分についての修繕費用
- ・ クロスのカビ等
- ・ 重量物等の設置による床等の修繕
- ・ 借主の負担により行われた工事等の修繕

(H) 責任区分が不明確な場合の修理費負担基準

当事者協議の上決定するものとする。

ただし、本体構造部分についての修繕費は貸主が負担するものとし、借主及び第三者の原因による場合には借主の負担とする。

(1) 特約事項

- (1) 本物件内及び本敷地内において、犬・猫等のペットの飼育は一切禁止する。
- (2) 借主は、本物件を有効に賃借している限り、敷地の空地部分を駐車場として利用できるものとする。但し、車両の管理は借主の責任とし、事故・盗難等に関しても、貸主は一切責を負わないものとする。
- (3) 貸主は、本物件に対し時価相当額の火災保険等を付保するものとする。但し、借主が本物件に付保したのについては、借主が火災保険等を付保するものとする。
- (4) 借主は、水漏れ・火災その他の事故等により貸主及び第三者に与える損害を補償するため、必ず、建物損害賠償保険に加入するものとする。
- (5) 天災・火災等その他貸主の責によらない災害で被った借主の損害については貸主は一切責任を負わないものとする。
- (6) 借主が本物件の増改築等を行う場合には、文書にて貸主の承諾を得、本契約終了まで、貸主、借主共に保管するものとする。
- (7) 借主は本物件の鍵を1本でも紛失した場合は、鍵シリンダーを交換するものとし、その費用を負担するものとする。
- (8) 敷金は、原状回復費用（ルームクリーニング他補修費等）に充当することを借主はあらかじめ了承するものとする。
- (9) 借主より要望のあった本敷地内への自動販売機の設置を貸主は承諾するものとする。但し、自動販売機の設置に伴い、発生する費用については借主の負担とする。また、自動販売機設置に伴い発生する収益等に対しては、借主に帰属するものとする。
- (10) 借主は、賃料等及び敷金の支払いを遅延した場合には、賃料等に年利15%を乗じた金員を遅延損害金として貸主に支払うものとする。
- (11) 賃料の消費税に関しては、今後増税が予定されており、増税実施日より増額するものとする。

貸主 [REDACTED] と 借主 尾崎 剛司 は、次のとおり
標記(A)記載の建物(以下「本件建物」という。)の賃貸借契約を締結する。

(使用目的)

第1条 借主は本件建物を標記(B)記載の目的にのみ使用する。

(契約期間)

第2条 貸貸借期間は標記(C)記載のとおりとする。ただし、当事者協議の上契約を更新することができる。

(家賃等)

第3条 借主は、標記(E)(F)の記載に従い、家賃等を貸主に支払わなければならない。但し、振込の場合、振込手数料は借主の負担とする。

2 1か月に満たない期間の家賃等は、1か月を30日として日割計算する。

(家賃等の増減)

第4条 本契約の家賃等が、公租公課の増減・経済情勢の変動あるいは近傍同種の家賃と比較して不相当となったときは、当事者協議の上これを増減することができる。

(負担の帰属)

第5条 本件建物の公租公課は貸主が負担し、電気水道料、町内会費、衛生費その他の経費は借主の負担とする。

(保証金等)

第6条 借主は、保証金として標記(E)記載の金員を貸主に預託する。

2 借主は、契約期間中に保証金を家賃その他本契約に関する債務の弁済に充当することはできない。

3 保証金は無利息とし、借主が契約終了に伴う本物件の明渡し完了後に、未払いの家賃等、損害金、その他借主の負担すべき債務を控除した残額を貸主より借主に返還する。

4 前項の場合、貸主は保証金から差引く債務額の内訳を借主に明示しなければならない。

(借主の善管注意義務)

第7条 借主は、善良な管理者の注意をもって本物件を保全し使用しなければならない。

2 本件建物が毀損したときは、借主は直ちに貸主に通告しなければならない。その毀損が借主の故意・過失に起因したものについては借主が損害賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 貸主及び借主は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。

① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止事項)

第9条 借主は、次の行為をしてはならない。

(1) 貸主の承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し又は転貸すること。

(2) 貸主の承諾なく、本物件の造作、模様替え、その他原状を変更すること。

(3) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(4) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

(5) 配水管を腐食させるおそれのある液体や故障の原因となるものを流すこと。

(6) 高音、騒音、振動、悪臭を発する原因となる行為や衛生上有害となる行為をすること。

(7) 本物件を第1条の使用目的以外の用途に使用すること。

(8) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

(9) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

(10) 本物件内(共用部分を含む)に反社会的勢力及び同関係者、覚醒剤を使用又は所持する者を住居させ、又は反復継続して出入りさせること。

(11) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為、賭博行為、風紀を乱す行為をすること。

(12) その他、近隣に迷惑をかける行為をすること。

(契約解除)

第16条 借主が...2...か月分以上の賃料等の支払いを怠った場合において、貸主が相当な期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、借主がそれを履行しなかったときは、貸主は本

契約を解除することができる。

- 2 借主が次のいずれかに該当した場合において、当該義務違反等により本契約の継続が困難であると認められるに至ったときは、貸主は本契約を解除することができる。

(1) 第9条(1)～(7)及び(11)(12)の禁止事項に該当したとき。

(2) 第9条(8)～(10)の禁止事項に該当したとき。この場合、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(3) その他、本契約の各条項に違背したとき。

- 3 貸主又は借主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 第8条の確約に反する事実が判明したとき。

(2) 契約締結後に自ら又は役員等が反社会的勢力に該当したとき。

(修 繕)

第11条 貸主は、標記(G)に記載した修繕を除き、借主が本件建物を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 入居後日が浅く責任範囲が判然としない場合は、標記(H)の基準に基づき負担する。

3 借主の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。

(立入り)

第12条 貸主は、本件建物の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本件建物内に立ち入ることができる。

2 借主は正当な事由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主の立入りを拒絶できない。

3 火災その他緊急の場合は、借主の事前の承諾を得ることなく本件建物内に立ち入ることができる。

(借主からの解約)

第13条 借主は、貸主に対して3カ月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。この場合、退去月の賃料計算は第3条第2項による。

2 前項の規定にかかわらず、借主は解約申入れの日から3カ月分の賃料を貸主に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3カ月を経過する日までの間、随意に本契約を解約することができる。

(明 渡 し)

第14条 この契約が終了したときは、借主は本件建物を完全に明け渡し、移転料、立退料その他名目の如何を問わず金銭その他の請求ができない。

2 借主は、本契約の期間満了、中途解約、解除により契約終了したときは、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、直ちに本件建物を原状に復して明け渡さなければならない。借主がこの義務を履行しないときは、貸主は借主の費用負担でこれを行うことができる。

3 借主は、本契約終了の際、貸主の承諾を得てなしたものであるか否かを問わず、本件建物に設置した諸設備、改造部分等について借主の支出した有益費の償還請求及び造作買取請求権を放棄する。

4 借主が置き去った物品があるときは、借主がその所有権を放棄したものとみなし、貸主がこれを処分しても借主は異議を申し立てできない。また何らの金銭の請求もできない。なお、原状に復するため要した費用はすべて借主の負担とする。

5 借主が本契約終了後もなお本物件を使用したり占有を解かないときは、借主は契約終了の日から明け渡しの日までの賃料の倍額に相当する損害金を貸主に支払わなければならない。

(連帯保証人)

第15条 連帯保証人は、家賃の支払い等本契約に基づく一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責めを負うものとする。

2 連帯保証人の連帯保証の効力は、本契約が自動更新された場合も維持継続される。

(協議事項)

第16条 貸主及び借主は、本契約書に記載がない事項及び契約条項の解釈をめぐって疑義が生じた場合は、民法その他関係法令及び不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関する訴訟は、本件建物の所在地を管轄する裁判所で行う。

(特約事項)

第18条 頭書(Ⅰ)の通り特約事項を定める。※必要に応じて第10条解除の場合の違約金等の定めをしておくこと。

本契約締結を実証するため本契約書を2通作成し、貸主借主双方が記名押印の上各1通を保持する。

平成26年 4月 / 日

【貸主】 住 所

氏 名

【借主】 住 所

氏 名

【借主側連帯保証人】

住 所

氏 名

【媒介業者】

免許番号 1. 静岡県知事 2. 国土交通大臣(第 7411 号)

商号又は名称

株式会社 ミツワ

事務所所在地

静岡市葵区昭府二丁目 3 5 - 2

代表者氏名

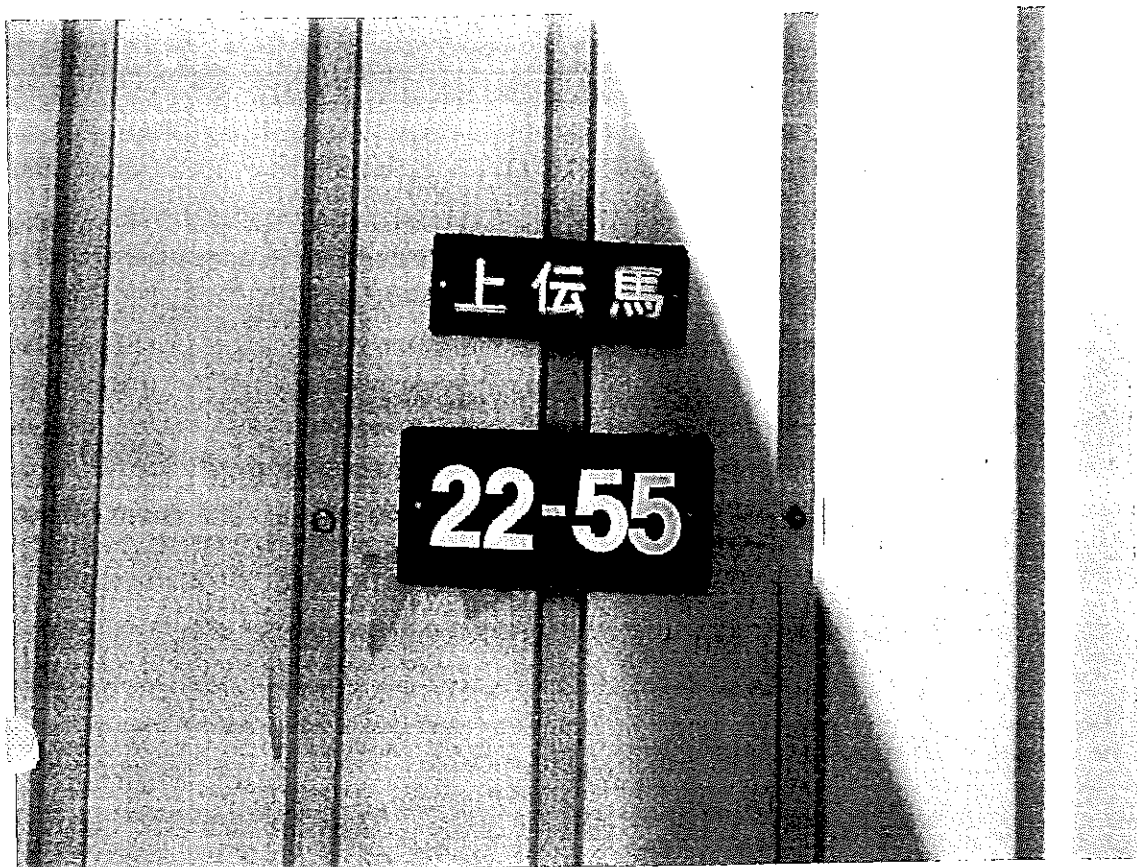
白鳥 操

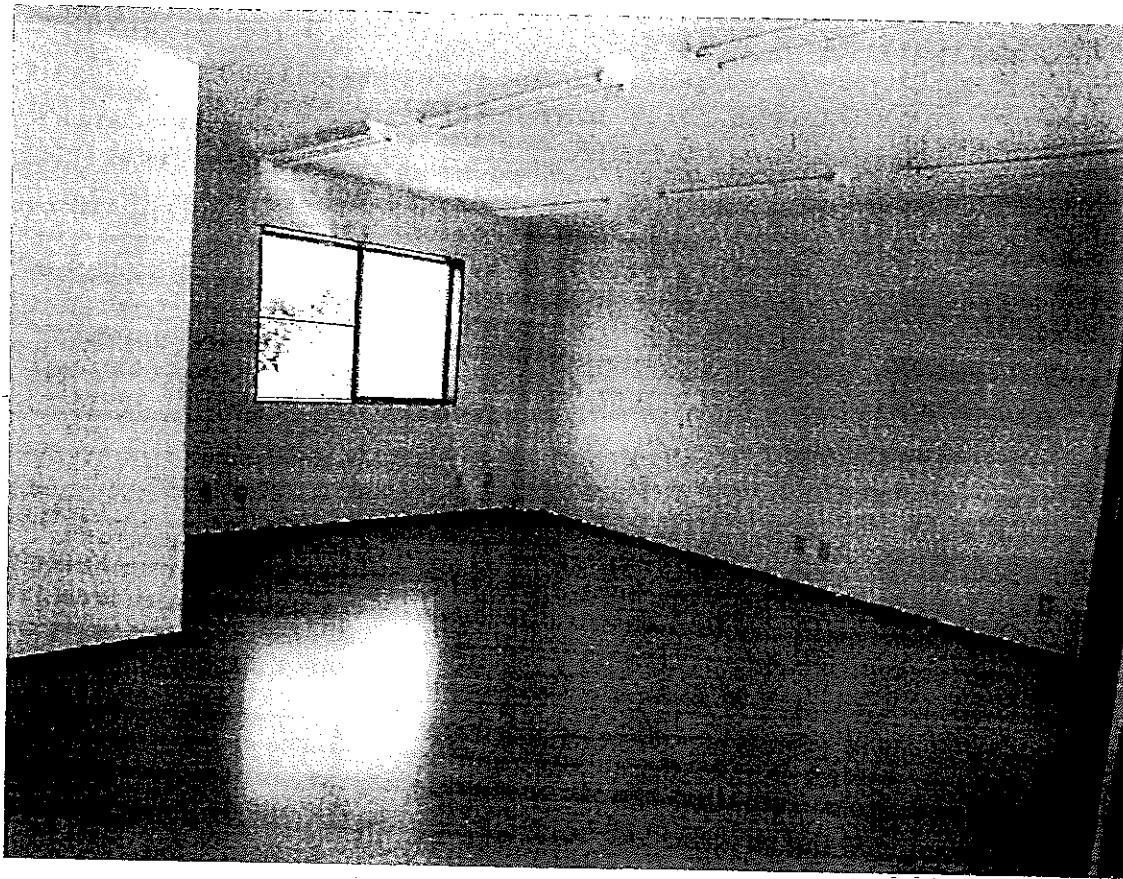
取引主任者登録番号(静岡)第 020128 号

氏 名

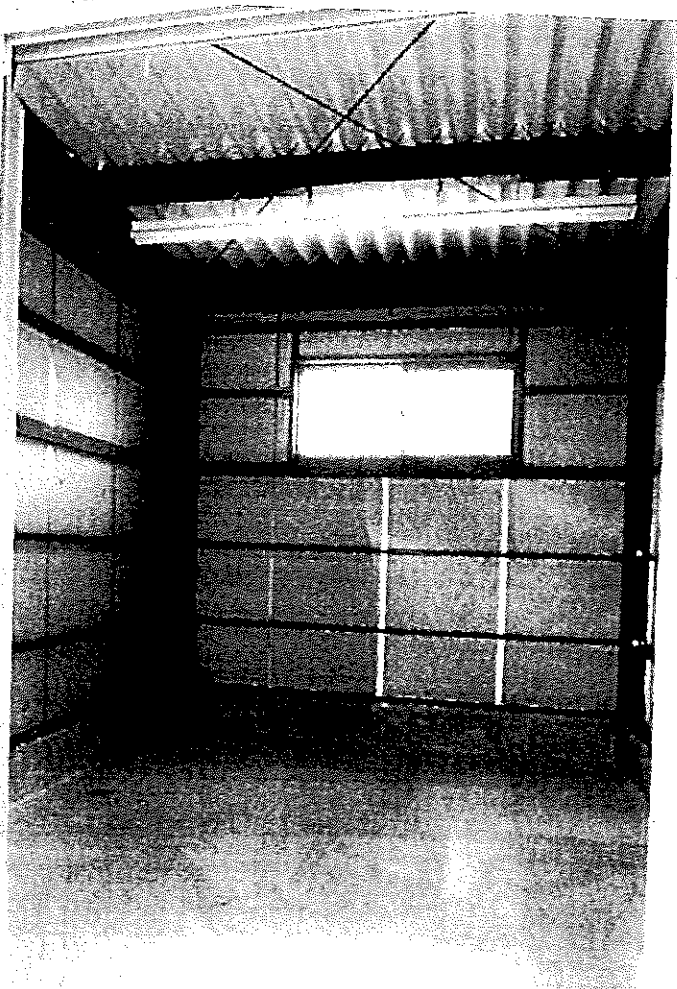
岡田 友美恵

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

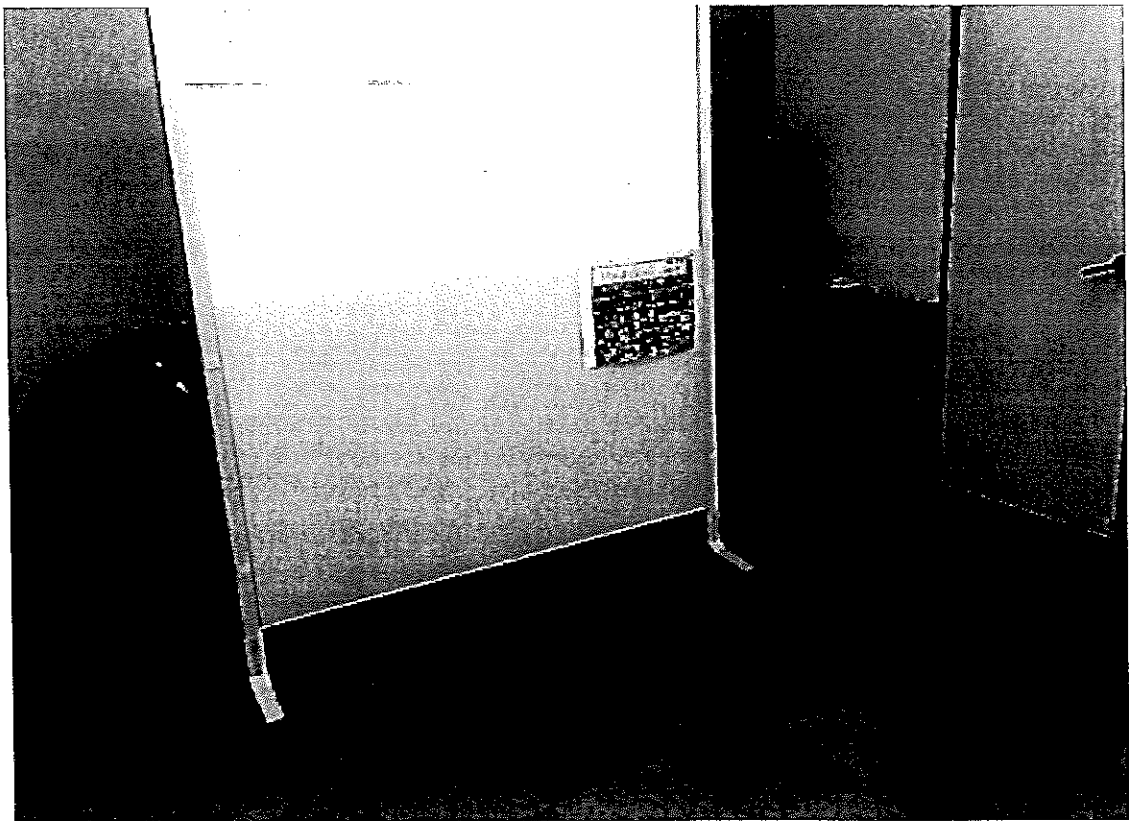




← 室内



← 倉庫



支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 4月 30日				
支払年月日	27年 4月 30日				
金 額	156,200 円				
内 容	雇用職員 4月分給与として				
支 払 先					
備 考	出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

領収証

平成 27 年 4 月 30 日

日本維新の会 静岡市議会議員団 様

金額 ￥ 156,200 -

(但 4 月分給与として)

上記金額を領収いたしました。



No. 4月 - 9

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者			
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	27年 4月 30日						
支払年月日	27年 4月 30日						
金 額	△ 781 円						
内 容	雇用職員 雇用保険料 被保険者負担分 戻入分 (4月分)						
支 払 先	日本維新の会 静岡市議会議員団						
備 考							
<table border="1" data-bbox="614 1617 1024 1662"> <tr> <td>雇 用 保 険 料</td> <td>781</td> </tr> </table>						雇 用 保 険 料	781
雇 用 保 険 料	781						
					<table border="1" data-bbox="1152 1787 1279 1899"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>	出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 4月 30日				
支払年月日	27年 4月 30日				
金 額	41,539 円				
内 容	4月分 管内調査旅費交通費・通信費補助金				
支 払 先	尾崎剛司議員・池谷大輔議員				
備 考	★詳細は別紙 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

平成27年4月分 管内調査交通費・通信費補助金

日本維新の会
静岡市議会議員団

	議員名	支給額	受領印
1	尾崎 剛司	26,199	
2	池谷 大輔	15,340	
	合計	41,539	

管内交通費・通信費補助費 計算表
平成27年4月分

平成27年4月30日

日本維新の会
 静岡市議会議員団 代表
 尾崎剛司 様

議員名 尾崎剛司

区分		領収書計	内政務活動分	備考
1	自宅電話・FAX代	6,060	3,030	
2	携帯電話代	4,952	2,476	
3	自宅インターネット代	-	-	
4	ガソリン代	16,604 ^{×0.8}	13,283	
5	タクシー代	6,510	6,510	
6	駐車場代	900	900	
7	バス・電車代	-	-	
計			26,199	

管内交通費・通信費補助費 計算表
平成27年4月分

平成27年4月30日

日本維新の会
静岡市議会議員団 代表
尾崎剛司 様

議員名 池谷大輔

区分		領収書計	内政務活動分	備考
1	自宅電話・FAX代	-	-	
2	携帯電話代	9,529	4,764	
3	自宅インターネット代	-	-	
4	ガソリン代	13,221	10,576	
5	タクシー代	-	-	
6	駐車場代	-	-	
7	バス・電車代	-	-	
計		22,750	15,340	

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 5月 7日				
支払年月日	27年 5月 7日				
金 額	3,390 円				
内 容	テレビ接続用コード代として				
支 払 先	すみやグッディ サウンドギャラリーりぶる				
備 考	アンテナ ¥842- HDMI ¥2,548-				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 5A-1

すみやグッディ サウンドギャラリーりぶる

静岡市葵区呉服町1-6-9
Tel 054-251-1231 Fax 054-254-2329



領収書

2015/05/07 (木) 13:56

No 0004

収入

印紙

日本維新の会
静岡市議会議員 田 様

¥842-

(内消費税 8% 62)

内訳 テレビ接続コードイット
(アンテナ)

すみやグッディ サウンドギャラリーりぶる

静岡市葵区呉服町1-6-9
Tel 054-251-1231 Fax 054-254-2329



領収書

2015/05/07 (木) 14:46

No 0006

収入

印紙

日本維新の会
静岡市議会議員 田 様

¥2,548-

(内消費税 8% 188)

内訳 テレビ接続用ケーブル(HDMI)

すみやグッディ サウンドギャラリーりぶる

静岡市葵区呉服町1-6-9
Tel 054-251-1231 Fax 054-254-2329



領収書

2015/05/07 (木) 13:56

No 0004

収入

印紙

日本維新の会
静岡市議会議員 田 様

¥842-

(内消費税 8% 62)

内訳 テレビ接続コードイット
(アンテナ)

すみやグッディ サウンドギャラリーりぶる

静岡市葵区呉服町1-6-9
Tel 054-251-1231 Fax 054-254-2329



領収書

2015/05/07 (木) 14:46

No 0006

収入

印紙

日本維新の会
静岡市議会議員 田 様

¥2,548-

(内消費税 8% 188)

内訳 テレビ接続用ケーブル(HDMI)

No. 5月 - 2

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 5月 25日				
支払年月日	27年 5月 25日				
金 額	22,155 円				
内 容	雇用職員 4月分社会保険料 事業者負担分				
支 払 先	厚生労働省年金局(静岡)				
備 考	事業者負担分 22,155 円 被保険者負担分 21,915 円 計 44,070 円				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 5月 - 3

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者			
科 目	1 調査研究費 ⑥ 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	27年 5月 25日						
支払年月日	27年 5月 25日						
金 額	2,268 円						
内 容	複合機使用料として						
支 払 先	(株)サンアイオーエイ						
備 考	★ 振込手数料を含みます。 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 3A-3

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号	
27	05	25		265
銀行番号	店番号	科目	口座番号	
****	****	**	*****	
お取扱店	お取引内容	お取引金額		
0112	電信振込	¥2,160		
お取扱枚数 00000003000000000000				
おつり		残 高		
¥732				
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合	
	¥108	0380089		

お振込先
ス〃オカ
ツノヤ
普通 80984
カ)サンアイオーイー 様
ツボ〃ンイシンノカイシス〃オカシキ〃カイキ〃イ
タ〃ン 様 TEL0542542111

06.520.38 (裏面もご覧ください)

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号	
27	05	25		265
銀行番号	店番号	科目	口座番号	
****	****	**	*****	
お取扱店	お取引内容	お取引金額		
0112	電信振込	¥2,160		
お取扱枚数 00000003000000000000				
おつり		残 高		
¥732				
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合	
	¥108	0380089		

お振込先
ス〃オカ
ツノヤ
普通 80984
カ)サンアイオーイー 様
ツボ〃ンイシンノカイシス〃オカシキ〃カイキ〃イ
タ〃ン 様 TEL0542542111

06.520.38 (裏面もご覧ください)

発行年月日
2015/05/21

請求書

〒 420-0853

静岡市葵区追手町 5 - 1
本館 2 F

日本維新の会静岡市議会議員団 御中

112241

15年 05月 20日

株式会社
サンアイオーエイ

〒420-0816 静岡市葵区追手町 5丁 目 8-3
TEL <054> 264 127
FAX <054> 264 1558

前回御請求額	今回御入金額	繰越金額
6,721	6,721	0

当月御買上額	消費税額	税込御買上額
2,000	160	2,160

合計御請求金額	検印
2,160	

月日	伝票No	区分	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	消費税	税込金額	入金金額	売掛残高
04/27	60401	33	振込入金								6,721
05/08	9000059588	11	イマジンMPC2500 P/C料金	192			2,000	160		6,721	0
			消費税				2,000	160	2,160		2,160
			* 合 計								
			今回請求額								2,160

<取引銀行>

静岡銀行 省谷支店	80984	みずほ銀行 静岡支店	100933
静岡銀行 呉服町支店	15334	静岡信用金庫 追手町支店	3135
スルカ銀行 静岡支店	109489	静岡信用金庫 谷谷支店	34881
清水銀行 静岡支店	8018755	商工組合 中央金庫 静岡支店	1066960

No. 5月 - 4

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 5月 26日				
支払年月日	27年 5月 26日				
金 額	823 円				
内 容	5月分新聞購読料(しんぶん赤旗 日曜版)として				
支 払 先	しんぶん赤旗 静岡出張所				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 5月-4

日本維新の会静岡市議会議員団

様

新聞・雑誌名
「しんぶん赤旗」日曜版

部数 金額
1 823

日本共産党発行の
しんぶん 赤旗
領収書

823 円

2015 年 5 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「しんぶん赤旗」静岡出張所
静岡市新富町2丁目14-1
電話 054-253-0547

領収日

5/26

扱者

No. 5月 - 5

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者			
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費						
実施年月日	27年 5月 29日						
支払年月日	27年 5月 29日						
金 額	3,774 円						
内 容	4月分・5月分新聞購読料(公明新聞)として						
支 払 先	聖教新聞販売店(石山栄二)						
備 考	@1,887-×2ヶ月分(まとめでの徴収だったため) <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

新聞購読料 領収証

日本維新の会静岡市議会議員団 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2015 年 4 月分

領収日 5 月 29 日
領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 石山 栄二
住所 静岡市駿河区下川原 3 丁目 18-19
TEL 054-268-5032 FAX 054-268-5037

お申込No. 22066-16665 (645)



新聞購読料 領収証

日本維新の会静岡市議会議員団 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2015 年 5 月分

領収日 5 月 29 日
領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 石山 栄二
住所 静岡市駿河区下川原 3 丁目 18-19
TEL 054-268-5032 FAX 054-268-5037

お申込No. 22066-16665 (645)



No. 5A-5

No. 5月-6

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	① 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 5月 29日				
支払年月日	27年 5月 29日				
金 額	16,000 円				
内 容	管外視察旅費として (東京都)				
支 払 先	池谷大輔議員				
備 考	出納簿 確認欄 				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

旅費内訳書

NO. 5 月 - 6

No.	精算額 旅費額(概算額)	請 求 者	請求印	受領印	精算印
1	16,000	池谷 大輔			
	16,000				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計	16,000				
計	16,000				

政務活動費

出張調査票

No. 5月-6

調査議員名	池谷大輔		交通手段	公共交通機関
調査日	27年5月29日(金)	年 月 日()	年 月 日()	年 月 日()
調査都市名	東京都			
調査事項	ふるさと納税について			
命令				

旅費計算書

議員

概 算 額		16,000 / 円		精 算 額		16,000 円		追 給 ・ 返 納 額		0 円	
年 月 日		27年5月29日(金)		・ ・		・ ・		・ ・		計	
発着及び 関係経過地		静岡 - 東京 - 静岡								0泊 1日 (営 382.8 Km)	
鉄 道	路 程	191.4 Km		191.4 Km		Km		Km		382.8 Km	
	運 賃	3,350 円		3,350 円		円		円		6,700 円	
	特 急 料 金	(通)・繁・閑 3,000 円		(通)・繁・閑 3,000 円		(通)・繁・閑 円		(通)・繁・閑 円		6,000 円	
	急 行 料 金	円		円		円		円		円	
	グリーン料金	円		円		円		円		円	
	計	6,350 円		6,350 円		円		円		12,700 円	
船 賃	路 程	Km		Km		Km		Km		Km	
	運 賃	円		円		円		円		円	
	グリーン料金	円		円		円		円		円	
	計	円		円		円		円		円	
航 空 賃		円		円		円		円		円	
車 賃	公用車有・無	Km		Km		Km		Km		Km	
	定 額	円		円		円		円		円	
日 当		3,300 円		円		円		円		3,300 円	
(日 当 加 算)		円		円		円		円		円	
宿 泊 費		円		円		円		円		- 円	
(宿 泊 料 加 算)		円		円		円		円		円	
計算者				点検者 検算済		合		計		16,000 円	

5/29（金） 15：30～

会社名 トラストバンク
住所 東京都渋谷区鶯谷町19-12-401
担当者 [REDACTED]

- ・ ふるさと納税の普及促進について
- ・ ふるさと納税に対する自治体の取り組みについて
- ・ ふるさと納税を使った街づくりの事例について


TRUST BANK
<http://www.trustbank.co.jp>

代表取締役社長

須永 珠代

Tamayo Sunaga

株式会社 トラストバンク

〒150-0032

東京都渋谷区登谷町19-12-401

TEL 03-5784-1089 FAX 03-5784-1083


TRUST BANK
<http://www.trustbank.co.jp>

地域と
シニアをITで！
元気にする！

株式会社 トラストバンク

〒150-0032

東京都渋谷区登谷町19-12-401

TEL 03-5784-1089 FAX 03-5784-1083


TRUST BANK
<http://www.trustbank.co.jp>

株式会社 トラストバンク

〒150-0032

東京都渋谷区登谷町19-12-401

TEL 03-5784-1089 FAX 03-5784-1083

第2号

No. 5月-6

報告書（国内用）

2015年 6月 1日

会派代表者 尾崎 剛司様

議員名 池谷 大輔

下記のとおり、政務活動費による視察を実施したので、ご報告します。

1 日 時	2015年5月29日15:30~17:00	
2 視 察 先	(1) 都 市 名 視 察 先 施 設 等	東京都渋谷区鶯谷町19-12-401 株式会社トラストバンク
	(2) 対 応 者	代表取締役 須永珠代氏 ■■■■■■氏 ■■■■■■氏
3 目 的	日本各地の自治体と共に最前線で活動をしているトラストバンク社と ふるさと納税制度について情報交換をする	
4 内 容	・現状でふるさと納税に対するお礼の返礼品を用意している自治体が6割 を超えている。 ・制度を前向きに活用することで、税収を増やし地場特産品の販路拡大に 成功する自治体が増えている。 ・今年4月からの制度改正によって、ふるさと納税の総額は昨年比4~5 倍を予測している。この計算を元にすると、昨年トップの人口3万人の市 は今年50億のふるさと納税を集めることとなる。約半分は税収、残りの半 分は地元の業者の売り上げとなる。	
5 成果・市政へ の反映等	2年前の時点で市税の転出超過となっている本市でも即刻ふるさと納税の 返礼品を始めるべきであると考え。年度末で税金が確定するため、12月 が1年で最もふるさと納税される月である。全体の金額の約半分が12月と なるため、来年から始めるのではなく、今年度の12月に返礼品の提供を開 始できるよう働きかけていきたい。又、市民に対してもふるさと納税を行 うことで可処分所得の増加が見込めるため、積極的な制度の活用を推奨し ていきたい。	

No. 5月-7

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 5月 29日				
支払年月日	27年 5月 29日				
金 額	7,700 円				
内 容	5月使用分 電話・インターネット使用料として				
支 払 先	NTTファイナンス(株)				
備 考 請求金額のうち、電報料(¥3,456)を引いた金額です。 27--6-30 振替 *11,156 NTT電話料					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 5月-7

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	7	7	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

5月使用分電話・インターネット使用料として
(電報料¥3,456-を引いた金額)

支払年月日 27年 5月 29日
支払先住所 東京都港区芝浦1-2-1
支払先名称 NTTファイナンス(株)

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 5月 29日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団
代表者名 尾崎 剛司



2015年 6月 13日発行

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

No. 5A-7
(1 / 1 ページ)

お客様氏名 CUSTOMER NAME	日本維新の会静岡市議会議員団 日本語表示に標準的なコードとして使用されているJIS漢字コードを用いて表示しているため、それ以外の文字は●(黒まる)表示となります。	様
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	00-4703-4807	

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2015年6月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	11,156円
振替日 TRANSFER DAY	2015年6月30日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 9,968円
NTTファイナンス分ご請求額 1,188円
(合計) 11,156円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

電話料金等料金領収金額

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2015年5月ご請求分 (2015年6月1日振替)
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	15,459円 56
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * * *
	口座番号 (ACCOUNT) * * *

前月または前々月のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『領収金額』を表示いたします。

57

なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

No.5月－ 8

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責 任 者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 5月 29日				
支払年月日	27年 5月 29日				
金 額	48,600 円				
内 容	5月分 庁舎外事務所(葵区) 家賃として				
支 払 先					
備 考	静岡市葵区上伝馬22番55号 契約書の写しは平成27年度NO.4月-7に添付済み				
				出納簿 確認欄	

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

No. 5月 - 8

支払証明書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	8	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

庁舎外事務所 家賃として (葵区)

(月額¥97,200-の1/2)

静岡市葵区上伝馬22番55号

支払年月日 27年 5月 29日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 5月 29日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団

代表者名 尾崎 剛司



No. 5月-9

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 5月 29日				
支払年月日	27年 5月 29日				
金 額	21,948 円				
内 容	5月分 庁舎外事務所(駿河区) 家賃として				
支 払 先					
備 考	静岡市駿河区丸子6丁目4番35号 領収証金額のうち、家賃のみを日割計算した金額の半額を支出しました。 【¥64,800- (月額 税込) ÷ 31日 × 21日 (5/11~5/31)】の半額				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 5月-9

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	1	9	4	8

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

庁舎外事務所(駿河区) 家賃として

(月額¥64,800- 日割21日分の1/2)

静岡市駿河区丸子6丁目4番35号

支払年月日 27年 5月 29日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 5月 29日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団

代表者名 尾崎 剛司





↑
外観



↑
内観

No. 5月-9

領 収 証

No. _____
平成27年 4月28日

池谷 大輔 様

¥ 223,896 -

但 静岡市駿河区丸子6-4-35110-4111 イッソ保証金
5月分賃料

上記金額正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額 (%)	

〒



事務所貸借契約書

池谷 大輔 様

社団法人 静岡県宅地建物取引業協会会員

静岡県知事（2）第12880号

静岡市駿河区国吉田4-12-10

(株)サンコーランディックス

054-264-8133

建物賃貸借契約書(事業用)

(A)賃貸借物件の表示

所在地	静岡県駿河区丸子6丁目4番35			家屋番号	534番4
建物名称	パームハイツ	階数	1 階	部屋番号	A
建物用途	事業用(非居住)	建物種別	店舗・事務所・倉庫・その他()		
建物構造	鉄筋コンクリート造	陸屋根	専有部分	床面積約32.4 m ²	
建物構造	1 階建 総面積97.20 m ²	敷地面積185.73m ²	駐車場	別契約	

(B)賃借人の業種及び建物の使用目的

賃借人の業種	静岡市議会議員
建物の使用目的	事務所

(C)契約期間

平成27年5月11日 ～ 平成29年5月10日まで [2年間]

(D)貸主及び管理業者

貸主(住所・氏名)	[REDACTED]	
管理業者	商号又は名称	株式会社サンコーランディックス
	事務所所在地	静岡県駿河区国吉田4-12-10
	電話番号	054-264-8133
		(担当者)中島 順

(E)家賃等・保証金等 授受される金銭

家賃等	家賃	月額 60,000円	保証金等	保証金	金180,000円
	消費税	4,800 円			
		円			

(F)家賃等の支払方法

翌月分を毎月末日までに {銀行振込・口座引落・その他()} により支払。

振込先	(金融機関名) 静岡市農協	本店・	丸子	支店
	(口座番号)普通	当座	No. [REDACTED]	(口座名義人) [REDACTED]
持参払いの場合の持参先				

(G)借主が負担すべき修繕箇所

1.電球・蛍光灯等の消耗品

(H)責任区分が不明確な場合の修理費負担基準

1.建物構造、設備等に関しては貸主負担

(I)特約事項

1. 暴力団等反社会的勢力の排除に係る条例の遵守
2. 現況有姿にてでの貸主から借主に引き渡すものとする
3. 借主による造作、看板設置等は事前に貸主の許可を得るものとする

貸主 [REDACTED] と借主 池谷 大輔 は、次のとおり標記(A)記載の建物(以下「本件建物」という。)の賃貸借契約を締結する。

(使用目的)

第1条 借主は本件建物を標記(B)記載の目的にのみ使用する。

(契約期間)

第2条 賃貸借期間は標記(C)記載のとおりとする。但し当事者協議の上契約を更新することができる。

(家賃等)

第3条 借主は、標記(E)(F)の記載に従い、家賃等を貸主に支払わなければならない。
但し、振込の場合、振込手数料は借主の負担とする。

2 1か月に満たない期間の家賃等は、1か月を30日として日割計算する。

(家賃等の増減)

第4条 本契約の家賃等が、公租公課の増減・経済情勢の変動あるいは近傍同種の家賃と比較して不相当となったときは、当事者協議の上これを増減することができる。

(負担の帰属)

第5条 本件建物の公租公課は貸主が負担し、電気水道料、町内会費、衛生費その他の経費は借主の負担とする。

(保証金等)

第6条 借主は、保証金として標記(E)記載の金員を貸主に預託する。

- 2 借主は、契約期間中に保証金を家賃その他本契約に関する債務の弁済に充当することはできない。
- 3 保証金は無利息とし、借主が契約終了に伴う本物件の明渡し完了後に、未払いの家賃等、損害金、その他借主の負担すべき債務を控除した残額を貸主より借主に返還する。
- 4 前項の場合、貸主は保証金から差引く債務額の内訳を借主に明示しなければならない。

(借主の善管注意義務)

第7条 借主は、善良な管理者の注意をもって本物件を保全し使用しなければならない。

- 2 本件建物がき損したときは、借主は直ちに貸主に通告しなければならない。そのき損が借主の故意・過失に起因したものについては借主が損害賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 貸主及び借主は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止事項)

第9条 借主は、次の行為をしてはならない。

- (1) 貸主の承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し又は転貸すること。
- (2) 貸主の承諾なく、本物件の造作、模様替え、その他原状を変更すること。
- (3) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (4) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
- (5) 配水管を腐食させるおそれのある液体や故障の原因となるものを流すこと。
- (6) 高音、騒音、振動、悪臭を発する原因となる行為や衛生上有害となる行為をすること。
- (7) 本物件を第1条の使用目的以外の用途に使用すること。
- (8) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (9) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (10) 本物件内(共用部分を含む)に反社会的勢力及び同関係者、覚醒剤を使用又は所持する者を住居させ、又は反復継続して出入りさせること。
- (11) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為、賭博行為、風紀を乱す行為をすること。
- (12) その他、近隣に迷惑をかける行為をすること。

(契約解除)

第10条 借主が2か月分以上の賃料等の支払いを怠った場合において、貸主が相当な期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、借主がそれを履行しなかったときは、貸主は本契約を解除することができる。

2 借主が次のいずれかに該当した場合において、当該義務違反等により本契約の継続が困難であると認められるに至ったときは、貸主は本契約を解除することができる。

(1) 第9条(1)～(7)及び(11)(12)の禁止事項を行ったとき。

(2) 第9条(8)～(10)の禁止事項を行ったとき。この場合は、貸主は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(3) その他、本契約の各条項に違背したとき。

3 貸主又は借主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 第8条の確約に反する事実が判明したとき。

(2) 契約締結後に自ら又は役員等が反社会的勢力に該当したとき。

(修繕)

第11条 貸主は、標記(G)に記載した修繕を除き、借主が本件建物を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 入居後日が浅く責任範囲が判然としない場合は、標記(H)の基準に基づき負担する。

3 借主の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。

(立入り)

第12条 貸主は、本件建物の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本件建物内に立ち入ることができる。

2 借主は正当な事由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主の立入りを拒絶できない。

3 火災その他緊急の場合は、借主の事前の承諾を得ることなく本件建物内に立ち入ることができる。

(借主からの解約)

第13条 借主は、貸主に対して30日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。この場合、退去月の賃料計算は第3条第2項による。

2 前項の規定にかかわらず、借主は解約申入れの日から30日分の賃料を貸主に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随意に本契約を解約することができる。

(明渡し)

第14条 この契約が終了したときは、借主は本件建物を完全に明け渡し、移転料、立退料その他名目の如何を問わず金銭その他の請求ができない。

2 借主は、本契約の期間満了、中途解約、解除により契約終了したときは、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、直ちに本件建物を原状に復して明け渡さなければならない。借主がこの義務を履行しないときは、貸主は借主の費用負担でこれを行うことができる。

3 借主は、本契約終了の際、貸主の承諾を得てなしたものであるか否かを問わず、本件建物に設置した諸設備、改造部分等について借主の支出した有益費の償還請求及び造作買取請求権を放棄する。

4 借主が置き去った物品があるときは、借主がその所有権を放棄したものとみなし、貸

主がこれを処分しても借主は異議を申し立てできない。また何らの金銭の請求もできない。なお、原状に復するため要した費用はすべて借主の負担とする。

- 5 借主が本契約終了後もなお本物件を使用したり占有を解かないときは、借主は契約終了の日から明け渡しの日までの賃料の倍額に相当する損害金を貸主に支払わなければならない。

(連帯保証人)

第15条 連帯保証人は、家賃の支払い等本契約に基づく一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責めを負うものとする。

- 2 連帯保証人の連帯保証の効力は、本契約が自動更新された場合も維持継続される。

(協議事項)

第16条 貸主及び借主は、本契約書に記載がない事項及び契約条項の解釈をめぐって疑義が生じた場合は、民法その他関係法令及び不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関する訴訟は、本件建物の所在地を管轄する裁判所で行う。

(特約事項)

第18条 頭書(I)の通り。

本契約締結を実証するため本契約書を2通作成し、貸主借主双方が署名押印の上各1通を保持する。

平成 年 月 日

【貸主】住所

氏名

【借主】住所

氏名

【借主側連帯保証人】住所

氏名

【媒介業者】

免 許 番 号 静岡県知事 (1) 第12880号

商号又は名称 株式会社サンコーランディックス

事務所々在地 静岡市駿河区国吉田4-12-10

代 表 者 氏 名 中島 順



取引主任者 登録番号(静岡県知事)第018524号

氏 名 中島 順



※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

重要事項説明書（建物の貸借）

別添の重要事項説明書は、冒頭に記載の不動産について、当該不動産を借りようとする者があらかじめ知っておくべき最小限の事項を列記したものです。

宅地建物取引業法第35条には、宅地建物取引業者の義務として、宅地建物取引主任者によって書面を交付して説明しなければならない一定の事項が掲げられており、重要事項説明書はこの義務に対応するものです。

重要事項説明書の内容は大別すると「Ⅰ 対象となる建物に直接関係する事項」と「Ⅱ 取引条件に関する事項」に分けられます。なお、宅地建物取引業法第35条以外に同法第34条第2項及び第35条の2で説明が義務付けられている事項を冒頭及び「Ⅲ その他の事項」で併せて説明いたします。

取引の態様（宅地建物取引業法第34条第2項）

Ⅰ 対象となる建物に直接関係する事項

- 1 登記記録に記録された事項
- 2 法令に基づく制限の概要
- 3 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況
- 4 建物建築の工事完了時における形状、構造等（未完成物件のとき）
- 5 建物の設備の整備の状況（完成物件のとき）
- 6 当該建物が造成宅地防災区域内か否か
- 7 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
- 8 当該建物が津波災害警戒区域内か否か
- 9 石綿（アスベスト）使用調査の内容
- 10 耐震診断の内容

Ⅱ 取引条件に関する事項

- 1 借賃以外に授受される金額
- 2 契約の解除に関する事項
- 3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項
- 4 支払金又は預り金の保全措置の概要
- 5 契約期間及び更新に関する事項
- 6 用途その他の利用の制限に関する事項
- 7 敷金等の精算に関する事項
- 8 管理の委託先

Ⅲ その他の事項

- 1 供託所等に関する説明（宅地建物取引業法第35条の2）

いずれも取引に当たっての判断に影響を与える重要な事項ですので、説明をよくお聞きいただき、十分御理解の上、意思決定をして下さるようお願いいたします。

重要事項説明書 (建物の賃借)

平成 27 年 4 月 24 日

借主 池谷 大輔 様 貸主 [REDACTED] 様

下記記載の建物の賃貸借について、宅地建物取引業法第 35 条の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから契約締結に先立って十分理解されるようお願いします。

宅 地 建 物 取 引 業 者	取引の態様		☐ 貸主・ ☒ 媒介(仲介)・ ☐ 当事者		☐ 貸主・ ☐ 代理・媒介(仲介)・ ☐ 当事者	
	免許証番号		☐ 国土交通大臣 (2)第 12880 号 ☒ 静岡県知事		☐ 国土交通大臣 ()第 号 ☐ 静岡県知事	
	商号又は名称		株式会社サンコーランディックス			
	主たる事務所		静岡市駿河区国吉田 4-12-10			
	代表者氏名		中島 順		印	
	電話番号		Tel (054)264-8133		Tel () -	
	説明する 取引主任 者	氏名	中島 順		印	
		登録番号	(静岡県知事) 第 018524 号		(知事) 第 号	
業務に 従事する 事務所		(商号等) 株式会社サンコーランディックス		(商号等)		
		(所在地) 静岡市駿河区国吉田 4-12-10 Tel (054)264-8133		(所在地) Tel () -		

貸主及び所有者の氏名・住所 (業者が貸主である場合は上の欄に記入すること)

(住 所) [REDACTED]	(氏名又は名称) [REDACTED]
---------------------	------------------------

物件の表示 (未完成物件の場合、完成時の形状・構造等を示すパンフレット等を添付すること)

住居表示	静岡市駿河区丸子 6 丁目 4 番 35		建物名称	パームハイツ	
物件種別	☐ アパート・ ☐ マンション・ ☒ 店舗		部屋番号	1 階 A 号室	
建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根		建物規模	1 階建 総戸数 3 戸	
建築時期	昭和 62 年 3 月		敷地面積(一戸建の場合)	㎡(坪)	
専有面積	建 物 32.4 ㎡(9.80 坪)		バルコニー	㎡(坪)	
	専用庭 ㎡(坪)				
間 取 り			交 通 環 境	「細工所入り口」バス停徒歩約 3 分	

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項（平成27年3月16日確認）

甲区	名義人	住所		
		氏名		
乙区	所有権に関する事項		なし	
	所有権以外の権利に関する事項		抵当権設定 平成 21 年 5 月 25 日金銭消費貸借	
登記名義人と貸主が ☒ 同じ ・ ☐ 異なる				
異なる場合の理由				
建物の敷地が借地の場合				
敷地利用関係の種類		☐ 借地権（旧法） ☐ 借地権（新法） ☐ 定期借地権 ☐ 使用貸借 ☐ 一時賃貸借 ☐ その他（ ）		
契約期間 定期借地・使用貸借等の場合		年 月 日 ～ 年 月 日まで		
備考				

2 法令に基づく制限の概要

法令名	☐ 新住宅市街地開発法 ・ ☐ 新都市基盤整備法 ・ ☐ 流通業務市街地整備法 ☐ ()
制限の概要	

3 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

直ちに利用可能な施設		施設の整備予定	備 考
飲用水	■公営・□私営・□井戸 (□検査済 飲用可・□未検査)	年 月 日 □公営・□私営・□井戸	
電 気	中部電力	年 月 日	
ガ ス	□都市・■プロパン	年 月 日 □都市・□プロパン	
排 水	公共下水	年 月 日	
特定保守製品と表示されているもの			

※ 消費生活用製品安全法の改正により、平成 21 年 4 月 1 日以降に製造された下記 9 品目の「特定保守製品」があるときは、宅地建物取引業者は特定保守製品の保守に関する説明や、保守関連情報が円滑に伝わるよう努めなければなりません。

特定保守製品を設置した住宅を販売する宅地建物取引業者は、所有者票に記載されている「法定事項」を説明しなければなりません。媒介業者の場合は、製品の保守に関する情報が、売主（貸主）から買主（借主）に円滑に伝わるように努める協力責任があります。全宅連版ダウンロード書式「付帯設備及び物件状況確認書（告知書）表 1-1・2 などを利用して下さい。特定保守製品 9 品目とは、①都市ガス用瞬間湯沸器（屋内式）、②LP ガス用瞬間湯沸器（屋内式）、③都市ガス用風呂釜（屋内式）、④LP ガス用風呂釜（屋内式）、⑤石油給湯器、⑥石油風呂釜、⑦密閉燃焼（FF）式石油温風暖房機、⑧電気食器洗浄機（ビルトイン式）、⑨浴室用電気乾燥機。

4 建物建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

建物の形状及び構造	
主要構造部、内装及び外装の構造・仕上げ	
設備の設置及び構造	

5 建物の設備の整備の状況（完成物件のとき）

建物の設備	有 無	型式	その他
台所	■有・□無		
便所	■有・□無		
浴室	□有・■無		
給湯設備	□有・■無		
ガスこんろ	□有・■無		
冷暖房設備	□有・■無		
備付家具	□有・■無		
専用駐車場	□有・■無		
	□有・□無		

	☐ 有・ ☐ 無		
	☐ 有・ ☐ 無		
	☐ 有・ ☐ 無		
	☐ 有・ ☐ 無		
	☐ 有・ ☐ 無		
	☐ 有・ ☐ 無		
	☐ 有・ ☐ 無		
	☐ 有・ ☐ 無		
	☐ 有・ ☐ 無		
	☐ 有・ ☐ 無		

6 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

☐ 造成宅地防災区域内	☒ 造成宅地防災区域外
------------------------------------	---

7 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

☐ 土砂災害警戒区域内	☒ 土砂災害警戒区域外
------------------------------------	---

8 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

☐ 津波災害警戒区域内	☐ 津波災害警戒区域外
------------------------------------	------------------------------------

9 石綿（アスベスト）使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録の有無		☐ 有・ ☒ 無・ ☐ 不明
照会先		☐ 貸主・ ☐ 管理組合・ ☐ 管理業者（ ☐ 施工業者（
記録有りの場合	調査時期	平成____年____月____日 調査機関（
	調査範囲	☐ 建物全体・ ☐ 建物一部（
	石綿の使用有無	☐ 有・ ☐ 無
	使用箇所	※調査結果報告書の写しを添付しても可

10 耐震診断の内容

確認済証の交付日		耐震基準について	
① 昭和 56 年(1981 年)6 月以降 ☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成		建築基準法施行令の改正(S56.6.1 施行)による、いわゆる新・耐震基準により構造設計された建築物です。平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災において、新・耐震基準による建築物に被害が少なかったことが実証されています。 ※下欄の説明は不要	
2, 昭和 56 年(1981 年)5 月以前 昭和 年 月 日		建築基準法施行令の改正(S56.6.1 施行)による、いわゆる新・耐震基準により構造設計された建築物ではありません。従って、耐震診断が望まれる建築物ですが、 <u>この点について本物件建物は下欄のとおりです。</u>	
耐震診断の有無	☐ 有 ・ ☒ 無	照会先	☐ 所有者 ・ ☐ 管理組合 ・ ☐ 管理業者 ()
耐震診断の結果として次の書類を添付します。 ☐ 地方税法・租税特別措置法に定める『耐震基準適合証明書』の写し ☐ 住宅の品質確保の促進等に関する法律 第5条1項に規定する『住宅性能評価書』の写し (平成13年国交省告示 第1346号 別表2・1の1・1耐震等級に係る評価を受けたものを含む) ☐ 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し		※該当書類にチェック	

注) 確認済証の交付日が不明の場合は、建物の表示登記に基づき判断するものとする。具体的には、建物登記簿の表題部に記された建築年月日が、居住用建物(区分所有建物を除く)の場合は、昭和57年1月1日以降のもの、事業用建物・区分所有建物については、昭和58年6月1日以降のものについては、それぞれ昭和56年6月以降に確認済証の交付を受けたものとみなして『耐震診断の有無・内容』の説明は不要とする。

Ⅱ 取引条件に関する事項

1 借賃以外に授受される金額

(1) 借 賃

借 賃 (月額)	64,800円 (税込)
----------	--------------

(2) 借賃以外に授受される金額

金 額	授受の目的

(3) 家賃等の支払方法

翌月分を毎月末日までに { ☒ 銀行振込 ・ ☐ 口座引落 ・ ☐ その他 () } により支払います。			
振 込 先	(金融機関名)	☐ 普通預金 ・ ☐ 当座預金	口 座 名義人
	(支店名)	(口座番号)	

2 契約の解除に関する事項

別添 賃貸借契約書第10条の通り。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

別添 賃貸借契約書 第6条の通り。

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置	☒ 講じない ・ ☐ 講ずる (保全機関:)
------	--

5 契約期間及び更新に関する事項

契約の種別	☒ 普通建物賃貸借 ・ ☐ 定期建物賃貸借 [☐ 居住用 ・ ☐ 事業用] ・ ☐ 終身建物賃貸借
契約期間	平成27年5月11日 から 平成29年5月10日まで (2年間)
更新に関する事項	貸主、借主とも異議なき場合は自動更新とする。

6 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所
利用制限	事務所

7 敷金等の精算に関する事項

原状復帰に要する費用を差し引き精算する。

8 管理の委託先

商号又は名称	株式会社サンコーランディックス
事務所々在地	静岡市駿河区国吉田4-12-10
代表者氏名	中島 順
電話番号	054-264-8133 (担当者) 中島 順
マンション管理法登録番号	☒ 無 ・ ☐ 有 → 国土交通大臣 () 第 号

Ⅲ その他の事項

1 供託所等に関する説明

宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
所属地方本部の名称・所在地	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会静岡本部 静岡市葵区鷹匠3丁目18番16号
弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

2 その他、特に説明を必要とする事項

1. 暴力団等反社会的勢力の排除に係る条例の遵守
2. 現況有姿にてでの貸主から借主に引き渡すものとする
3. 借主による造作、看板設置等は事前に貸主の許可を得るものとする

3 添付資料

☒ 賃貸借契約書	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐

重要事項説明の内容を確認しました。

平成 年 月 日

貸主 住所

氏名

以上の重要事項について、取引主任者から「主任者証」を提示の上、説明を受け、この重要事項説明書を受領しました。

平成 27 年 4 月 28 日

借主

住所

氏名

静岡市駿河区丸子4-15-3

池谷大輔



No. 5月-10

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 5月 29日				
支払年月日	27年 5月 29日				
金 額	156,200 円				
内 容	雇用職員 5月分給与として				
支 払 先					
備 考	出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

領収証

平成 27 年 5 月 29 日

日本維新の会 静岡市議会議員団 様

金額 ￥156,200-

(但 5 月分給与として)

上記金額を領収いたしました。



支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 5月 29日				
支払年月日	27年 5月 29日				
金 額	△ 781 円				
内 容	雇用職員 雇用保険料 被保険者負担分 戻入分 (5月分)				
支 払 先	日本維新の会 静岡市議会議員団				
備 考	雇 用 保 険 料 781 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 5月 - 12

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者			
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	27年 5月 29日						
支払年月日	27年 5月 29日						
金 額	44,988 円						
内 容	5月分 管内調査旅費交通費・通信費補助金 7/6 2011						
支 払 先	尾崎剛司議員・池谷大輔議員						
備 考	★詳細は別紙 <table border="1"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

平成27年5月分 管内調査交通費・通信費補助金

日本維新の会
静岡市議会議員団

	議員名	支給額	受領印
1	尾崎 剛司	28,693	
2	池谷 大輔	16,295	
	合計	44,988	

管内交通費・通信費補助費 計算表
平成27年5月分

平成27年5月31日

日本維新の会
 静岡市議会議員団 代表
 尾崎剛司 様

議員名 尾崎剛司

区分		領収書計	内政務活動分	備考
1	自宅電話・FAX代	6,132	3,066	
2	携帯電話代	4,875	2,437	
3	自宅インターネット代	-	-	
4	ガソリン代	10,200	8,160	
5	タクシー代	10,930	10,930	
6	駐車場代	4,100	4,100	
7	バス・電車代	-	-	
計			28,693	

管内交通費・通信費補助費 計算表
平成27年5月分

平成27年5月31日

日本維新の会
 静岡市議会議員団 代表
 尾崎剛司 様

議員名 池谷大輔

区分		領収書計	内政務活動分	備考
1	自宅電話・FAX代	-	-	
2	携帯電話代	22,265	11,132	
3	自宅インターネット代	-	-	
4	ガソリン代	6,454	5,163	
5	タクシー代	-	-	
6	駐車場代	-	-	
7	バス・電車代	-	-	
計			16,295	

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 6月 4日				
支払年月日	27年 6月 4日				
金 額	1,296 円				
内 容	文具代として				
支 払 先	(株)四葉商会				
備 考	ホワイトボード 1個 吸盤フック 1個				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 6月-1

株式会社 四葉商会

静岡店
静岡市葵区伝馬町2-2

tel:054-251-104

領収書

2015/06/04 (木) 16:34

No 0184

収入

印紙

日本維新の会
静岡市議会議員 国様

¥1,296-

(内消費税 8% 96)

内訳 文具代として

株式会社 四葉商会

静岡店
静岡市葵区伝馬町2-2

tel:054-251-104

領収書

2015/06/04(木) 16:34 店0002 No 0184

コード	品名	数	単価	金額
-----	----	---	----	----

260-000021-000	ホワイトボード S	1	800	800
----------------	-----------	---	-----	-----

139-000000-000	一般文具その他	1	400	400
----------------	---------	---	-----	-----

外税対象額	1,200
消費税(8%)	96

合計 2点 ¥1,296

お預り ¥1,300
お釣り ¥4

株式会社 四葉商会

静岡店
静岡市葵区伝馬町2-2

tel:054-251-104

領収書

2015/06/04 (木) 16:34

No 0184

収入

印紙

日本維新の会
静岡市議会議員 国様

¥1,296-

(内消費税 8% 96)

内訳 文具代として 000 89

株式会社 四葉商会

静岡店
静岡市葵区伝馬町2-2

tel:054-251-104

領収書

2015/06/04(木) 16:34 店0002 No 0184

コード	品名	数	単価	金額
-----	----	---	----	----

260-000021-000	ホワイトボード S	1	800	800
----------------	-----------	---	-----	-----

139-000000-000	一般文具その他	1	400	400
----------------	---------	---	-----	-----

外税対象額	1,200
消費税(8%)	96

合計 2点 ¥1,296

お預り ¥1,300
お釣り ¥4

No. 6月 - 2

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者			
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	27年 6月 5日						
支払年月日	27年 6月 5日						
金 額	2,590 円						
内 容	茶葉代として						
支 払 先	石川製茶(株)						
備 考	送料を含みます。 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

領 収 証

日本維新の会
静岡市議会議員団 様

平成27年 6月5日

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
			2	5	9	0	

収 入
印 紙

但し 茶代金として

上記金額正に領収致しました

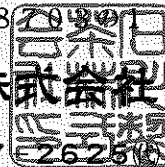
内 訳	
現 金	円
小切手	円
手 形	円
振 込	2590 円
相 殺	円

静岡県島田市祇園町8



石川製茶株

TEL (0547) 37



担当者印

No. 6月-2

納品書・請求書

420-8602
葵区追手町5-1 静岡市役所本館2階
日本維新の会 静岡市議会議員団
尾崎 剛司 内線4551 様

平成27年 6月 4日

石川製茶株式会社

427-0058 静岡県島田市祇園町8703-1

TEL:0547-37-2625 FAX:0547-
静岡銀行島田東支店
普通預金 005467



お客様コードNo. 5036

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
92710130 130 日々茶200g袋入	2.00	袋	1,080.00	2,160	税込 (160)
0001 2014年4月20日～送料 円5000未満	1.00	件	430.00	430	税込 (31)
摘要: Noフ-0148	合計	税抜	2,399	税額	191
				総額	2,590

支出伝票

		代表者		経理責任者	
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 6月 11日				
支払年月日	27年 6月 11日				
金 額	33,081 円				
内 容	平成27年度分雇用職員 労働保険料				
支 払 先	静岡労働局				
備 考	納付額42,571円のうち9,490円は平成26年度に計上済み				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

No. 6月 - 4

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者			
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	27年 6月 16日						
支払年月日	27年 6月 16日						
金 額	386 円						
内 容	ガムテープ代として						
支 払 先	サークルK 静岡呉服町店						
備 考	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 6月-4



静岡呉服町店
電話 054-251-3883
静岡県静岡市葵区呉服町2丁目1番
地の1

領収書

2015年 6月16日 (火)

日本維新の会静岡市議会様
議員団
¥386-

(うち消費税等 ¥28)

但し カムテープ代として

上記正に領収いたしました。

財布等にはさんで保管頂く場合は、
印刷面を内側に折り保管して下さい
No. 2 費03



静岡呉服町店
電話 054-251-3883
静岡県静岡市葵区呉服町2丁目1番
地の1

領収書

2015年 6月16日 (火)

日本維新の会静岡市議会様
議員団
¥386-

(うち消費税等 ¥28)

但し カムテープ代として

上記正に領収いたしました。

財布等にはさんで保管頂く場合は、
印刷面を内側に折り保管して下さい
No. 2 費03

No. 6月 - 5

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 6月 24日				
支払年月日	27年 6月 24日				
金 額	823 円				
内 容	6月分新聞購読料(しんぶん赤旗 日曜版)として				
支 払 先	しんぶん赤旗 静岡出張所				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 6月-5

日本維新の会静岡市議会議員団

新聞・雑誌名
「しんぶん赤旗」日曜版

部数 金額
1 823

様

日本共産党発行の
しんぶん 赤旗
領収書

823 円

2015 年 6 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「しんぶん赤旗」静岡出張所
静岡市新富町2丁目14-1
電話 054-253-0547

領収日

6/24

投書

No. 6月-6

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 6月 25日				
支払年月日	27年 6月 25日				
金 額	1,887 円				
内 容	6月分新聞購読料(公明新聞)として				
支 払 先	聖教新聞販売店(石山栄二)				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 6月-6

新聞購読料 領 収 証

日本維新の会静岡市議会議員団 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2015 年 6 月分

領収日 6月25日

領 収 金 額	¥1,887
---------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 石山 栄二
住 所 静岡市駿河区下川原3丁目18-19
TEL 054-268-5032 FAX 054-268-5037

お申込No. 22066-16665(645)



No. 6月 - 7

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者			
科 目	1 調査研究費 ⑥ 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	27年 6月 25日						
支払年月日	27年 6月 25日						
金 額	8,989 円						
内 容	複合機使用料として						
支 払 先	(株)サンアイオーエイ						
備 考	★ 振込手数料を含みます。 <table border="1"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 6A-7

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号	
27	06	25		265
銀行番号	店番号	科目	口座番号	
****	****	**	*****	
お取扱店	お取引内容	お取引金額		
0112	電信振込	¥8,881		
お取扱枚数	00010000000000000000			
	おつり	残	高	
	¥1,011			
キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合	
	¥108	1149	0141	

お振込先
ス`オカ
ツノヤ
普通 80984
〇サンアイオーエイ 様
ツホ`ンイシンノカイシス`オカシキ`カイキ`イ
タン 様 TEL0542542111

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号	
27	06	25		265
銀行番号	店番号	科目	口座番号	
****	****	**	*****	
お取扱店	お取引内容	お取引金額		
0112	電信振込	¥8,881		
お取扱枚数	00010000000000000000			
	おつり	残	高	
	¥1,011			
キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合	
	¥108	1149	0141	

お振込先
ス`オカ
ツノヤ
普通 80984
〇サンアイオーエイ 様
ツホ`ンイシンノカイシス`オカシキ`カイキ`イ
タン 様 TEL0542542111

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

発行年月日
2015/06/22

請求書

〒420-0853

静岡市葵区追手町5-1
本館2F

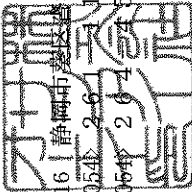
日本維新の会静岡市議会議員団 御中

112241

15年 06月 20日

株式会社
サンアイ

〒420-0816 静岡市葵区追手町5丁目8-3
TEL <0544> 261127
FAX <0544> 264558



前回御請求額	今回御入金額	繰越金額
2,160	2,160	0
当月御買上額	消費税額	税込御買上額
8,224	657	8,881
合計御請求金額		8,881



月日	伝票No	区分	商 品 名	数 量	単 位	金 額	消費税	税込金額	入金金額	売却残高
05/25	60659	33	振込入金							2,160
06/10	9000060042	11	イマジンMPC2500 P/C料金	916		8,224			2,160	0
			消費税				657			8,224
			* 合 計			8,224	657	8,881	2,160	8,881
			今回請求額							8,881

103

＜取引銀行＞
静岡銀行 沓谷支店
静岡銀行 呉服町支店
スルガ銀行 静岡支店
清水銀行 静岡支店
みずほ銀行 静岡支店
静岡信用金庫 追手町支店
静岡信用金庫 沓谷支店
商工組合中央金庫 静岡支店
当 普 普 普 当 普 普

100933
3135
34881
1066960

No. 6月 - 8

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 6月 25日				
支払年月日	27年 6月 25日				
金 額	22,155 円				
内 容	雇用職員 5月分社会保険料 事業者負担分				
支 払 先	厚生労働省年金局(静岡)				
備 考	事業者負担分 22,155 円 被保険者負担分 21,915 円 計 44,070 円				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 6月-9

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 6月 29日				
支払年月日	27年 6月 29日				
金 額	118,000 円				
内 容	タブレット一式代として				
支 払 先	(株)ノジマ				
備 考	★ 備品NO. C-1 (タブレット本体、キーボード) 領収書明細のうち、保護フィルム¥1,922-は備品に含まない。				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 6A-9

Nojima

www.nojima.co.jp

領 収 書

日本維新の会静岡市議会 様
議員団

¥118,000

(内消費税等 ¥8,740)
内訳 クレジット ¥118,000

但 アダルト一式代として

2015年06月29日(月)

株式会社ノジマ 045-228-3546

お買上げ日 2015年06月29日 / 17:26
ご購入店 新静岡セノバ
TEL 054-653-3301
販売員 044320<044320> 小長谷 能照
ご購入店 086 伝票No. 013846
顧客ID 710001418****

1 24 Surface 3 (MSSAA2 4549576009513
99,144 x 1 内 99,144
2 25 Surface 3タイプP (MSKAA1 BLK 4908993983637
16,934 x 1 内 16,934
3 25 Surface 3用保護P (TBMSF3WFLFA 4953103469327
1,922 x 1 内 1,922
4 64 P販促DMセールポイン (15ナDM500P 2530244907011
0 x 1 内 0

本体価格計 ¥109,260
消費税等 8.0% ¥8,740
合 計 ¥118,000
クレジット ¥118,000

クレジット クレジット
カードNO *****7009
承認NO 004960 取扱区分 110
一括

ポイント 2,009
利用可能ポイント 2,059

番号: J150629086013846



ノートを保証書に貼って一緒に
送さい。

Nojima

www.nojima.co.jp

領 収 書

日本維新の会静岡市議会 様
議員団

¥118,000

(内消費税等 ¥8,740)
内訳 クレジット ¥118,000

但 アダルト一式代として

2015年06月29日(月)

株式会社ノジマ 045-228-3546

お買上げ日 2015年06月29日 17:26
ご購入店 新静岡セノバ
TEL 054-653-3301
販売員 044320<044320> 小長谷 能照
ご購入店 086 伝票No. 013846
顧客ID 710001418****

1 24 Surface 3 (MSSAA2 4549576009513
99,144 x 1 内 99,144
2 25 Surface 3タイプP (MSKAA1 BLK 4908993983637
16,934 x 1 内 16,934
3 25 Surface 3用保護P (TBMSF3WFLFA 4953103469327
1,922 x 1 内 1,922
4 64 P販促DMセールポイン (15ナDM500P 2530244907011
0 x 1 内 0

本体価格計 ¥109,260
消費税等 8.0% ¥8,740
合 計 ¥118,000
クレジット ¥118,000

クレジット クレジット
カードNO *****7009
承認NO 004960 取扱区分 110
一括

今回加算ポイント 2,009
次回ご利用可能ポイント 2,059

レシート番号: J150629086013846



このレシートを保証書に貼って一緒に
保管ください。

No. 6月 - ~~12~~ 10

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 6月 30日				
支払年月日	27年 6月 30日				
金 額	32,400 円				
内 容	6月分 庁舎外事務所(駿河区) 家賃として				
支 払 先					
備 考	静岡市駿河区丸子6丁目4番35号 契約書の写しはNo.5月- 9 に添付済。				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 6月-12 10

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	2	4	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

庁舎外事務所(駿河区) 家賃として

(月額¥64,800-の1/2)

静岡市駿河区丸子6丁目4番35号

支払年月日 27年 6月 30日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 6月 30日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団

代表者名 尾崎 剛司



振込指定日：2015/06/01

受付番号	201506010001905
振込受付日	2015/06/01
振込先金融機関名	静岡市農業協同組合
振込先支店名	丸子支店
預金科目 口座番号	普通 [REDACTED]
受取人名	[REDACTED]
依頼人名	イケヤ ダイスケ
振込金額	70,200 円
振込手数料	270 円
振込状況	受付済

No.6月 - 11

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責 任 者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 6月 30日				
支払年月日	27年 6月 30日				
金 額	48,600 円				
内 容	6月分 庁舎外事務所(葵区) 家賃として				
支 払 先					
備 考	静岡市葵区上伝馬22番55号 契約書の写しは平成27年度NO.4月-7に添付済み				
				出納簿 確認欄	

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

No. 6月-13 //

支払証明書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	8	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

庁舎外事務所(葵区) 家賃として

(月額¥97,200-の1/2)

静岡市葵区上伝馬22番55号

支払年月日 27年 6月 30日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 6月 30日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団

代表者名 尾崎 剛司



No. 6月－ 12

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 6月 30日				
支払年月日	27年 6月 30日				
金 額	156,200 円				
内 容	雇用職員 6月分給与として				
支 払 先					
備 考					
					出納簿 確認欄

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

領収証

平成27年 6 月 30 日

日本維新の会 静岡市議会議員団 様

金額 ¥ 156,200-

(但 6 月分給与として)

上記金額を領収いたしました。

[Redacted signature area]

No. 6月 - 13

支出伝票

		代表者	尾崎	経理責任者	池谷
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 6月 30日				
支払年月日	27年 6月 30日				
金 額	△ 781 円				
内 容	雇用職員 雇用保険料 被保険者負担分 戻入分 (6月分)				
支 払 先	日本維新の会 静岡市議会議員団				
備 考 雇 用 保 険 料 781 出納簿 確認欄 ✓					

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 6月 ~~14~~ 14

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 6月 30日				
支払年月日	27年 6月 30日				
金 額	8,082 円				
内 容	6月使用分 電話・インターネット使用料として				
支 払 先	NTTファイナンス(株)				
備 考	27--7-31 振替 *8,082 NTT電話料 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 6月-14

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	8	0	8	2

内 訳

- | | |
|-------------|-----------|
| 科 目 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| 5 会 議 費 | |

内 容

6月使用分電話・インターネット使用料として

支払年月日 27年 6月 30日
 支払先住所 東京都港区芝浦1-2-1
 支払先名称 NTTファイナンス(株)

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 6月 30日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団
 代表者名 尾崎 剛司



お客様氏名 CUSTOMER NAME	日本維新の会静岡市議会議員団 日本語表示に標準的なコードとして使用されているJIS漢字コードを用いて表示しているため、それ以外の文字は●(黒まる)表示となります。	様
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	00-4703-4807	

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2015年7月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	8,082円
振替日 TRANSFER DAY	2015年7月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

6,894円

NTTファイナンス分ご請求額

1,188円

(合計)

8,082円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

電話料金等料金領収金額

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2015年6月ご請求分 (2015年6月30日振替)
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	11,156円
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)
	* * * * * 118 * * * *
	口座番号 (ACCOUNT)
	* * *

前月または前々月のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『領収金額』を表示いたします。

119

ユニバーサルサービス料は、あくまで日本全国においてユニバーサルサービス（NＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

No. 6月 - 15

支 出 伝 票

代表者		経 理 責任者	
-----	---	------------	---

科 目	1 調査研究費	6 資料作成費		
	2 研 修 費	7 資料購入費		
	3 広報広聴費	8 人件費		
	4 要請・陳情活動費	⑨ 事務所・事務費		
	5 会 議 費			
実施年月日	27年 6月 30日			
支払年月日	27年 6月 30日			
金 額	41,838 円			
内 容	6月分 管内調査旅費交通費・通信費補助金			
支 払 先	尾崎剛司議員・池谷大輔議員			
備 考	★詳細は別紙			
		<table border="1"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>	出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓			

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

平成27年6月分 管内調査交通費・通信費補助金

日本維新の会
静岡市議会議員団

	議員名	支給額	受領印
1	尾崎 剛司	22,574	
2	池谷 大輔	19,264	
	合計	41,838	

管内交通費・通信費補助費 計算表
平成27年6月分

平成27年6月30日

日本維新の会
 静岡市議会議員団 代表

尾崎剛司 様

議員名 尾崎剛司

区分		領収書計	内政務活動分	備考
1	自宅電話・FAX代	6,060	3,030	
2	携帯電話代	4,841	2,420	
3	自宅インターネット代	-	-	
4	ガソリン代	9,730	7,784	
5	タクシー代	6,490	6,490	
6	駐車場代	2,850	2,850	
7	バス・電車代	-	-	
計			22,574	

管内交通費・通信費補助費 計算表
平成27年6月分

平成27年6月30日

日本維新の会
 静岡市議会議員団 代表

尾崎剛司 様

議員名 池谷大輔

区分		領収書計	内政務活動分	備考
1	自宅電話・FAX代	-	-	
2	携帯電話代	9,580	4,790	
3	自宅インターネット代	-	-	
4	ガソリン代	9,706	7,764	
5	タクシー代	6,710	6,710	
6	駐車場代	-	-	
7	バス・電車代	-	-	
計			19,264	

No. 7月 - /

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 7月 2日				
支払年月日	27年 7月 2日				
金 額	246 円				
内 容	切手代として				
支 払 先	サークルK 静岡呉服町店				
備 考	82円切手3枚 社会保険事務所 他 2件				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 7月-1



静岡呉服町店
電話 054-251-3883
静岡県静岡市葵区呉服町2丁目1番
地の1

領収書

2015年 7月 2日 (木)

日本維新の会

静岡市議会議員 様

¥246-

(うち消費税等 ¥0)

但し 切手代 として

上記正に領収いたしました

財布等にはさんで保管頂く場合は
印刷面を内側に折り保管して下さい
No. 3 責06



静岡呉服町店
電話 054-251-3883
静岡県静岡市葵区呉服町2丁目1番
地の1

領収書

2015年 7月 2日 (木)

日本維新の会

静岡市議会議員 様

¥246-

(うち消費税等 ¥0)

但し 切手代 として

上記正に領収いたしました

財布等にはさんで保管頂く場合は
印刷面を内側に折り保管して下さい
No. 3 責06

No. 7月- 2

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 ② 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 7月 2日				
支払年月日	27年 7月 2日				
金 額	15,216 円				
内 容	セミナー受講代として (東京都)				
支 払 先	および一般社団法人 行政改革推進協会				
備 考	旅費についてはNO.13にて支出 (報告書もNO.13に添付) 1講座 15,000円×1 振込手数料を含みます				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

No. 7月-2

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	5	2	1	6

内 訳

- | | |
|-------------|-----------|
| 科 目 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| ② 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| 5 会 議 費 | |

内 容

7/15 14:00～「効果的な一般質問作成ノウハウ」
セミナー受講代

支払年月日 27年 7月 2日
支払先住所 東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階
支払先名称 一版社団法人 行政改革推進協会

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 7月 2日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団
代表者名 尾崎 剛司



No. 7月-2

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ￥15,000
振込手数料 ￥216

お受取人は
楽天銀行 支店
第二営業部 #7225500
ジャッキーヨウセイカクスインキョウカイ 様

お振込人は
イケアタイスケ 様

お取扱日 27. 7. 2 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
332	83	27. 7. 2	11:43
8050			
銀行番号	店番号	口座番号等	
0009	0332	0379****1130	

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

三井住友銀行

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ￥15,000
振込手数料 ￥216

お受取人は
楽天銀行 支店
第二営業部 #7225500
ジャッキーヨウセイカクスインキョウカイ 様

お振込人は
イケアタイスケ 様

お取扱日 27. 7. 2 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
332	83	27. 7. 2	11:43
8050			
銀行番号	店番号	口座番号等	
0009	0332	0379****1130	

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

三井住友銀行

領 収 証

日本維新の会
静岡市議会議員団

様

27 年 7 月 15 日

★

¥15,000

但 7/15 14:00~「効果的な一般質問作成ノウハウ」

セミナー受講代として

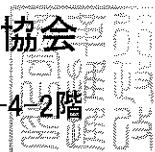
上記正に領収いたしました

一般社団法人行政改革推進協会

〒103-0004

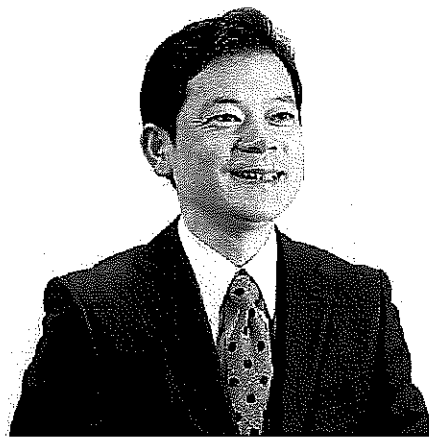
東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階

TEL 03 (6869) 1143



役所を動かす 議員活動

in 東京 / in 博多



みやもと しょういち

講師 宮本正一

医療・健康問題研究所代表

略歴

1967年大阪府寝屋川市生まれ ウェントワース工科大学(米国:ボストン)を卒業後、大和ハウス工業を経て、神戸大学ビジネススクールでMBA(経営学修士)、大阪市立大学大学院医学研究科で医学博士号(公衆衛生学)を取得。平成7年より平成27年4月まで、5期20年寝屋川市議会議員、平成24年には寝屋川市議会議長を務める。現在、同志社大学生命医科学部研究員で医療・健康問題研究所代表。

7月15日 水 in 東京

8月25日 火 in 博多

■10:00~12:30

地域で取り組む認知症問題

- そもそも認知症とは何か
- 介護保険制度における認知症
- 議員としての関わり方
- 認知症問題の取り上げ方

■14:00~16:30

効果的な一般質問作成ノウハウ

- 一般質問作成の準備方法
- 住民相談から質問までの流れ
- 博士論文的原稿の作り方
- 「原稿の木」とは何か
- グループスタディ

129

受講料について

●受講料

1講座 **15,000円** (税込)

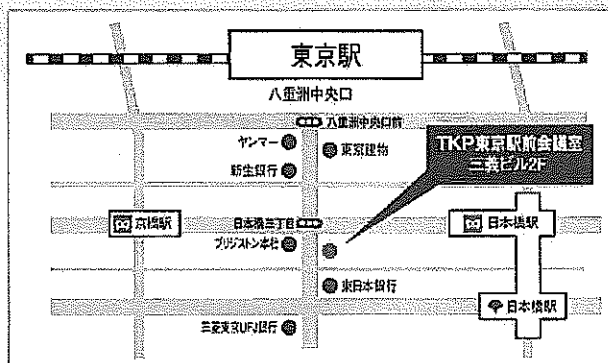
受講料は「受講確認書」到着後に事前にお振込みをお願いします。
※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

開催場所までのアクセス

東京

TKP東京駅前会議室

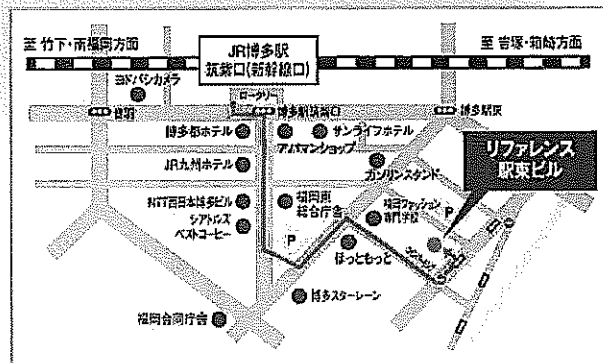
〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-5-13 三義ビル 2F
東京駅八重洲口より 徒歩5分



博多

リファレンス駅東ビル

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1丁目 16-14
JR 博多駅筑紫口より 徒歩4分



お申込み方法

お申込みはファックスまたは、メールにてお願いします。お申込み後は事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にファックスまたはメールにて送付いたします。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

ファックスでのお申込みの場合



03-6869-1326

※下記項目を記入していただき、ファックスで送信をお願いいたします。

メールでのお申込みの場合



mail@gyokaku.com

※ご希望の日時にチェックを入れてください。(1講座 15,000円)

「地域で取り組む認知症問題」

☐ 7月15日 10:00~12:30 in 東京

☐ 8月25日 10:00~12:30 in 博多

「効果的な一般質問作成ノウハウ」

☐ 7月15日 14:00~16:30 in 東京

☐ 8月25日 14:00~16:30 in 博多

ふりがな お名前	貴議会名			(期目)
ご住所	メール			
電話番号	130	FAX番号		

《個人情報の取扱いについて》 ご提供いただいた個人情報は、一般社団法人 行政改革推進協会においてサービスの提供に利用させていただきます。また、ご提供いただいた情報は、当社が管理責任者として厳重に保管・管理いたします。

No. 7月 - 3

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 ② 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 7月 2日				
支払年月日	27年 7月 2日				
金 額	120,432 円				
内 容	セミナー受講代として				
支 払 先	地方議員研究会				
備 考	1講座 15,000円×8 振込手数料を含みます 旅費については下記の通り支出 7/6(NO.7月-11) 7/9(NO.7月-12) 7/16.17(NO.7月-15)				
	出納簿 確認欄				✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

No. 7月-3

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてご覧ください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額	¥120,000
振込手数料	¥432
お受取人は 三菱東京UFJ銀行 三香里支店 普通 #0064343 かみウキインケンキウカイ 様	
お振込人は イケタ"イス" 様	
お取扱日 27. 7. 2 電信振込	

取扱店	機番	年 月 日	時 刻	税務署承認済	付につき廻町	印紙税申告納
332	83	27. 7. 2	11:41			
			8049			
銀行番号	店番号	口座番号等				
0009	0332	0379****1130				

三井住友銀行

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてご覧ください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額	¥120,000
振込手数料	¥432
お受取人は 三菱東京UFJ銀行 三香里支店 普通 #0064343 かみウキインケンキウカイ 様	
お振込人は イケタ"イス" 様	
お取扱日 27. 7. 2 電信振込	

取扱店	機番	年 月 日	時 刻	税務署承認済	付につき廻町	印紙税申告納
332	83	27. 7. 2	11:41			
			8049			
銀行番号	店番号	口座番号等				
0009	0332	0379****1130				

三井住友銀行

No. 7月一

支 払 証 明 書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	1	2	0	4	3	2	

内 訳

- | | |
|-------------|-----------|
| 科 目 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| ② 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| 5 会 議 費 | |

内 容

7/6(月)9(木)16(木)17(金)

地方議員研究会セミナー受講代

支払年月日 27年 7月 2日

支払先住所 大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

支払先名称 地方議員研修会

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 7月 2日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団

代表者名 尾崎 剛司



領 収 証

日本維新の会
静岡市議会議員団 様
27 年 7 月 6 日

★ ￥15,000

但 7/6 10:00～「自治体財政の基本と臨時財政対策債」

セミナー受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297



領 収 証

日本維新の会
静岡市議会議員団 様
27 年 7 月 9 日

★ ￥15,000

但 7/9 10:00～「地方財政制度と基本的な仕組み解説」

セミナー受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297



領 収 証

日本維新の会
静岡市議会議員団 様
27 年 7 月 6 日

★ ￥15,000

但 7/6 14:00～「自治体財政をめぐる課題」

セミナー受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297



領 収 証

日本維新の会
静岡市議会議員団 様
27 年 7 月 9 日

★ ￥15,000

但 7/9 14:00～「財政指標と自治体財政の課題」

セミナー受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297



NO.7A-3

領収証

日本維新の会
静岡市議会議員団様
27年7月16日

★
¥15,000

但 7/16 10:00～「行政改革と議会」

セミナー受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297

領収証

日本維新の会
静岡市議会議員団様
27年7月16日

★
¥15,000

但 7/16 14:00～「地域活性化・地域の課題解決」

セミナー受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297

領収証

日本維新の会
静岡市議会議員団様
27年7月17日

★
¥15,000

但 7/17 10:00～「行政評価、地域での課題を見る化」

セミナー受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297

領収証

日本維新の会
静岡市議会議員団様
27年7月17日

★
¥15,000

但 7/17 14:00～「マーケティングの視点を活かした

住民へのコミュニケーション」セミナー受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297

No. 7月 - A

収 入 伝 票

		代表者		経 理 責 任 者	
科 目	交付金 ・ 雑収入				
金 額	1,500,000 円				
内 容	政務活動費平成27年7月～9月				
収 入 元	静岡市会計管理者				
収入年月日	H27年 7月 3日				
備 考	27--7--3 振込 当市オカカイイカサシ *1,500,000				
				出納簿 確認欄	✓

No. 7月 - 4

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 ⑥ 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 7月 7日				
支払年月日	27年 7月 7日				
金 額	1,225 円				
内 容	6月分 コピー使用料として (行政管理課一括契約分)				
支 払 先	(株)サンアイオーエイ				
備 考 ★ 振込手数料を含みます。					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

No. 6月-10
No. 7月-4

しずおか信用金庫 キャッシュサービスご利用票

再度ご利用いただきましてありがとうございます。
ただし、お取引いただきました明細は下記の通りです。お確かめください。

ご利用年月日 27年 07月 07日	取扱金庫・店番・機器通番 1501001F-0006
カード発行金融機関-店番-口座番号	
お取引 内容 お振込 ¥108 11:37	お取引金額 ¥1,117* お取引後残高 ¥0* ページ 金種 00000000000002 おつり ¥775
振込依頼内容 静岡信用金庫 追手町支店 当座 0000003135 受取人 カサナイオーエイ様 依頼人 ニッポ・インシノカシス オカ シキカイギ・インタシ 様 TEL 054-254-2111	

領入れご利用の場合は、この用紙を静岡信用金庫
印刷税申告納付につき静岡
税務署へ提出してください。
（もし、お忘れなく）

しずおか信用金庫
(裏面を下記下さい)

印刷税申告納
付につき静岡
税務署へ提出

しずおか信用金庫 キャッシュサービスご利用票

再度ご利用いただきましてありがとうございます。
ただし、お取引いただきました明細は下記の通りです。お確かめください。

ご利用年月日 27年 07月 07日	取扱金庫・店番・機器通番 1501001F-0006
カード発行金融機関-店番-口座番号	
お取引 内容 お振込 ¥108 11:37	お取引金額 ¥1,117* お取引後残高 ¥0* ページ 金種 00000000000002 おつり ¥775
振込依頼内容 静岡信用金庫 追手町支店 当座 0000003135 受取人 カサナイオーエイ様 依頼人 ニッポ・インシノカシス オカ シキカイギ・インタシ 様 TEL 054-254-2111	

領入れご利用の場合は、この用紙を静岡信用金庫
印刷税申告納付につき静岡
税務署へ提出してください。
（もし、お忘れなく）

しずおか信用金庫
(裏面を下記下さい)

印刷税申告納
付につき静岡
税務署へ提出

一般用請求書

NO.7月-4

課扱い

静岡市長様

下記のとおり請求します。

平成27年6月30日

金額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
								¥	1	1	1	7

ただし、

日本維新の会静岡市議会議員団

6月分コピー使用料 (機種 MPC6001)

モノ@0.81216×0枚=0.00000円

単@0.81216×0枚=0.00000円

カラー@5.07924×220枚=1,117.43280円

行政管理課一括契約分

住所又は所在地

静岡市葵区沓谷5丁目8番地の3

氏名又は名称

株式会社サンアイオーエイ

代表取締役 芦屋 克子

印

※ 債権者番号 **2000313** (法人にあっては、法人名及び代表者名)

支払方法 現金・口座振込 請求番号

下記口座へ振込みください。

銀行名 (本・支店名まで記入してください。)

静岡信用金庫 追手町支店 口座番号 当座 NO.3135

口座名義 株式会社サンアイオーエイ

摘要

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

一般用請求書

日本維新の会静岡市議会議員団扱い

NO 7A-5

静岡市長様

下記のとおり請求します。

平成 27年 7月 9日

金 額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
												¥784

ただし

06 月分コピー料 (行政管理課一括契約分)

@ 0.7344 × 1,068 枚 = 784

合 計

784

住所又は所在地
氏名 又は 名称

静岡市葵区常磐町 2 丁目 13 番 1
富士ゼロックス静岡株式会社
営業統括部長 山本 豊

印

※
債権者番号

2002646

(法人にあっては、法人名及び代表者名)

支払方法

現金 ☒ 口座振替

請求番号

T300207338

下記口座へ振込みください。

銀行名 (本・支店名まで記入してください。)

銀行 本・

支店 口座番号

普通

No.

当座

口座名義

摘

要

142

支 出 伝 票

No. 7月 - 4

6

代表者		経 理 責任者	
-----	---	------------	---

科 目	1 調査研究費	6 資料作成費
	② 研 修 費	7 資料購入費
	3 広報広聴費	8 人件費
	4 要請・陳情活動費	9 事務所・事務費
	5 会 議 費	
実施年月日	27年 7月 15日	
支払年月日	27年 7月 15日	
金 額	2,040 円	
内 容	県志会 会費として (2015年度分)	
支 払 先	県志会	
備 考 払込手数料を含みます。 明細票記載金額のうち、2014年度分(¥2,040)を引いた金額です。		
		出納簿 確認欄 

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

支 払 証 明 書

No. 7月 - 4
6

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	2	0	4	0

内 訳

- | | |
|-------------|-----------|
| 科 目 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| ② 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| 5 会 議 費 | |

内 容

県志会 会費として
(2015年度分)

支払年月日 27年 7月 15日
支払先住所 東京都千代田区永田町1-1-1 憲政記念館内
支払先名称 尾崎行雄記念財団県志会

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

平成 27年 7月 15日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団
代表者名 尾崎 剛司



No. 7月 ~~17~~
6

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
27-07-15	23357	A93150018
取扱店	シス・オカケンチョウナイ	
払込口座	00150-3	25216
払込金額	*4,000	料金 *80

振替受付票	
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。	料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)	

記帳簿に記入し、振替手帳に貼る	00150-3 25216
振替会	4000
支店	尾崎 岡司

入金額 *10,000
おつり *5,920

手軽で便利、ゆうちょの定額貯金！
詳しくは、貯金窓口へ。

印紙税申告納
付につき建町
税務署承認済

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
27-07-15	23357	A93150018
取扱店	シス・オカケンチョウナイ	
払込口座	00150-3	25216
払込金額	*4,000	料金 *80

記帳簿に記入し、振替手帳に貼る	00150-3 25216
振替会	4000
支店	尾崎 岡司

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

入金額 *10,000
おつり *5,920

手軽で便利、ゆうちょの定額貯金！
詳しくは、貯金窓口へ。

印紙税申告納
付につき建町
税務署承認済

2015年5月吉日

尾崎剛司

殿

尾崎行雄記念財団 粵志会
会長 仁 分 眞会費納入のお願い

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素、粵志会へのご協力誠に有難う御座います。

昨年度は、「粵志」の発行、研修会、見学会、粵志会10周年の集い等を実施して参りました。会員の皆様のご参加とご協力を感謝申し上げます。

今年度も幹事一同昨年以上に粵志会の発展に努力致しますので、会員の皆様のご協力とご参加をよろしくお願い申し上げます。

つきましては、本年度の会費及び前年度以前の会費が未納の方は納入頂きます様お願い申し上げます。

御不明な点が御座いましたら、財団事務局までお問い合わせ下さい。

敬具

会費合計額 7 4,000 円

(年会費2000円 ○印は既納、数字は未納額)

年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
金 額	○	○	2,000	2,000

※ 会計年度期間

当該年4月1日から翌年3月31日迄

※ 会費を2年以上滞納した方は、尾崎行雄記念財団粵志会会則 第7章（会計）第11条の規定により退会扱いとします。

納入方法（郵便振替）

※同封の振替用紙を御利用下さい。

連絡先

尾崎行雄記念財団事務局 ()

TEL 03-3581-1778

FAX 03-3581-1856

E-mail: info@ozakiyukio.jp

No. 7月-

支 出 伝 票

代表者

経 理
責任者

科 目	1 調査研究費	6 資料作成費
	2 研 修 費	7 資料購入費
	3 広報広聴費	8 人件費
	4 要請・陳情活動費	⑨ 事務所・事務費
	5 会 議 費	
実施年月日	27年 7月 23日	
支払年月日	27年 7月 23日	
金 額	3,645 円	
内 容	文具代として	
支 払 先	(株)栗田商会	
備 考	出納簿 確認欄 ✓	

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

148

3983111

年 月 日

日本維新の会静岡市議会議員 様

¥ 3,645

個

領 収 書

(伝票No.)

1507213210026

(納入部署)

(貴社注文番号)

(貴社伝票番号)



栗田 白石

静岡市葵区駒形通四丁目7-1

TEL (054)252-1211 FAX (054)256-3200

取引銀行 静岡銀行新通支店 当座No.83

品 名	メーカー	品 質	単位	数 量	単 価	全 額	備 考
中性PPC用紙	クリップ	GREEN-K A4 (5枚装)	箱	1	1,800	1,800	
キタキズ HD-100 7/8ツグ	キタキズ	HD90124	個	1	350	350	
ア-77のり ビデオテープ交換カセット	トナ	PR-M28.4	個	3	196	588	
キタキズ針 (MS91187)	キタキズ	10-1M	個	5	63	315	
ホストイト お買得パック 混色	3M	600R-PBK	個	1	322	322	

税 抜 合 計	消 費 税	税 込 合 計
3,375	270	3,645

上記金額正に領収いたしました。

27年 7 月 23 日

(集金者印なきものは無効とします。)

収 入

印 紙

集金者印



No. 7月-57

No. 7月 - 8

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 ⑥ 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 7月 27日				
支払年月日	27年 7月 27日				
金 額	6,782 円				
内 容	複合機使用料として				
支 払 先	(株)サンアイオーエイ				
備 考 ★ 振込手数料を含みます。					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 7月-8

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号		266
27	07	27			
銀行番号	店番号	科目	口座番号		
****	****	**	*****		
お取扱店		お取引内容	お取引金額		
0112		電信振込	¥6,674		
お取扱枚数 000100000000000000000000					
おつり		残高			
¥3,218					
キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合		
	¥108	1157	0119		
シス`オカ クツノヤ 普通 80984 カ)サンアイオー-イー 様 ニッホ`ンイシンノカイシス`オカシキ`カイキ`イ タン 様 TEL0542542111					

06.520.38

(裏面もご覧ください)

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号		266
27	07	27			
銀行番号	店番号	科目	口座番号		
****	****	**	*****		
お取扱店		お取引内容	お取引金額		
0112		電信振込	¥6,674		
お取扱枚数 000100000000000000000000					
おつり		残高			
¥3,218					
キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合		
	¥108	1157	0119		
シス`オカ クツノヤ 普通 80984 カ)サンアイオー-イー 様 ニッホ`ンイシンノカイシス`オカシキ`カイキ`イ タン 様 TEL0542542111					

06.520.38

(裏面もご覧ください)

制
米
制

420-0853

静岡市葵区追手町5-1
本館2F

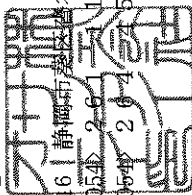
日本維新の会 静岡市議会 議員 岡田 御中

112241

15年 07月 20日

株式会社
サンアイオーエイ

〒420-0816 静岡県静岡市葵区谷5丁目8-3
TEL 054-261-127
FAX 054-264-558



前回御請求額	8,881	繰越金額	0
--------	-------	------	---

当月御月上額	消費税額	税込御月上額
6,180	494	6,674

合計御請求金額	6,674
---------	-------

檢 印

[illegible]

＜取引銀行＞

静岡銀行	沓谷支店	80984	みずほ銀行	静岡支店
静岡銀行	呉服町支店	15334	静岡信用金庫	追分支店
スルガ銀行	静岡支店	109489	静岡信用金庫	沓谷支店
清水銀行	静岡支店	8018755	商工組合中央金庫	静岡支店
普	普	普	当	当

100933	普
3135	普
34881	普
1066960	普

No. 7A-8

支 出 伝 票

No. 7月 - 7
9

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 7月 27日				
支払年月日	27年 7月 27日				
金 額	22,155 円				
内 容	雇用職員 6月分社会保険料 事業者負担分				
支 払 先	厚生労働省年金局(静岡)				
備 考	事業者負担分 22,155 円 被保険者負担分 21,915 円 計 44,070 円				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。
現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

[illegible]

支 出 伝 票

No. 7月 - 8
10

		代表者	尾 崎	経 理 責 任 者	池 谷
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 7月 31日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	1,887 円				
内 容	7月分新聞購読料(公明新聞)として				
支 払 先	聖教新聞販売店(石山栄二)				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 7月-8
10

新聞購読料 領 収 証

日本維新の会静岡市議会議員団 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2015 年 7 月分

領収日 7 月 31 日

領 収 金 額	¥1,887
---------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 石山 栄二
住 所 静岡市駿河区下川原 3 丁目 18-19
TEL 054-268-5032 FAX 054-268-5037



お申込No. 22066-16665(645)

No. 7月

支 出 伝 票

代表者

経 理
責任者

科 目

1 調査研究費

6 資料作成費

② 研 修 費

7 資料購入費

3 広報広聴費

8 人件費

4 要請・陳情活動費

9 事務所・事務費

5 会 議 費

実施年月日

27年 7月 6日

支払年月日

27年 7月 31日

金 額

25,060 円

内 容

管外旅費として
(大阪市)

支 払 先

池谷大輔議員

備 考

。受講代は No. 7月-3 で支出。

出納簿
確認欄

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

政務活動費

出張調査票

No. 7月

9/11

調査議員名	池谷大輔	交通手段	公共交通機関
-------	------	------	--------

調 査 日	27年7月6日(月)	年 月 日()	年 月 日()	年 月 日()
調 査 都 市 名	大阪市			
調 査 事 項	地方議員研究会 財政問題特別講座 ・自治体財政の基本 と臨時財対策債 ・自治体財政をめぐる 課題			
命 令				

旅費計算書

概 算 額					議 員
25,060 円					0 円
精 算 額					
25,060 円					
追 給 ・ 返 納 額					
0 円					
年 月 日	27・7・6(月)				計
発着及び 関係経過地	静岡 — 新大阪 — 静岡				泊 1日 (営 752.4 Km)
鉄 路 程	376.2 Km	376.2 Km	Km	Km	752.4 Km
運 賃	6,260 円	6,260 円	円	円	12,520 円
特 急 料 金	(通)・繁・閑 4,620 円	(通)・繁・閑 4,620 円	(通・繁・閑) 円	(通・繁・閑) 円	9,240 円
急 行 料 金	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
計	10,880 円	10,880 円	円	円	21,760 円
船 路 程	Km	Km	Km	Km	Km
運 賃	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円
航 空 賃	円	円	円	円	円
車 公 用 車 有 ・ 無	Km	Km	Km	Km	Km
賃 定 額	円	円	円	円	円
日 当	3,300 円	円	円	円	3,300 円
(日 当 加 算)	円	円	円	円	円
宿 泊 費	円	円	円	円	- 円
(宿 泊 料 加 算)	円	円	円	円	円
計算者					点検者 検算済
					合 計
					25,060 円

*1 宿泊費及び懇談会費相当額の負担金等がある場合は、計算方法が異なります。

*2 航空賃は、現に支払った額となります。

旅費内訳書

NO. 7 月 9 日

No.	精算額 旅費額(概算額)	請 求 者	請求印	受領印	精算印
1	25,060	池谷 大輔			
	25,060				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計	25,060				
計	25,060				

1期目から
ベテラン議員まで
大好評セミナー
開催

財政問題 特別講座

in大阪

in東京

7月6日
(月)

10:00～12:30

自治体財政の基本と臨時財政対策債

- ・地方財政計画と自治体財政の基本
- ・地方交付税と臨時財政対策債の仕組みと課題
- ・財政論議のポイント

14:00～16:30

自治体財政をめぐる課題

- ・生活保護の財政問題－財政圧迫のウソホント－
- ・公共事業改革へのアプローチ
- ・地方議員がおさえておくべきポイント

8月18日
(火)

7月9日
(木)

10:00～12:30

地方財政制度と基本的な仕組み解説

- ・予算の内容と、意義・役割
- ・決算資料と決算の意義・役割
- ・一般財源と特定財源
- ・性質別歳出科目と目的別歳出科目

14:00～16:30

財政指標と自治体財政の課題

- ・財政力指数と経常収支比率
- ・財政健全化法と各種指標
- ・財政健全化計画とは
- ・自治体財政の健全化の課題

8月19日
(水)

講師紹介

もり ひろゆき

森 裕之

立命館大学政策科学部
教授、博士(政策科学)

略歴

1967年大阪府生まれ。大阪市立大学商学部、同大学院経営学研究科後期博士課程中退後、高知大学助手。その後、高知大学専任講師、大阪教育大学専任講師・助教授を経て、2003年から立命館大学政策科学部助教授。2009年より同教授。財政学とくに地方財政と公共事業を専攻。また、社会的災害(アスベスト問題など)についても公共政策論としての立場から考察。

著作

『公共事業改革論』(有斐閣、2008年) 共著:『検証・地域主権改革と地方財政』(自治体研究社、2010年)、『地域共創と政策科学』(晃洋書房、2011年)

論文・
研究発表

『国土強靱化』の財政と地域政策(2013年) 社会資本の老朽化問題(2012年) 公共事業と一括交付金(2012年) 等

お申込みは FAX または メール にて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。
「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。※メールでの申し込みの方がスムーズに対応可能です。

メール申込み方法

mail@chihogiken.jp

FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで06-7878-6308宛にお送りください。
参加されるセミナーにチェックボックスへ ☒ チェックください。

in大阪

7月6日 (月)	10:00~12:30	☒ 自治体財政の基本と臨時財政対策債
	14:00~16:30	☒ 自治体財政をめぐる課題
7月9日 (木)	10:00~12:30	☒ 地方財政制度と基本的な仕組み解説
	14:00~16:30	☒ 財政指標と自治体財政の課題

in東京

8月18日 (火)	10:00~12:30	☐ 自治体財政の基本と臨時財政対策債
	14:00~16:30	☐ 自治体財政をめぐる課題
8月19日 (水)	10:00~12:30	☐ 地方財政制度と基本的な仕組み解説
	14:00~16:30	☐ 財政指標と自治体財政の課題

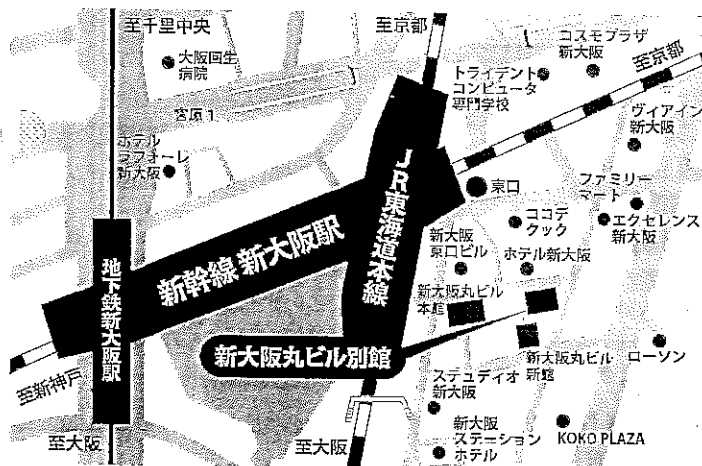
お名前	(フリガナ)	貴議会名	(期目)
ご住所	(〒 -)		
電話番号	() -	FAX番号	() -

開催場所 in大阪 新大阪丸ビル別館

〔4講座〕〒533-0033 大阪市東淀川区
東中島1-18-22 丸ビル別館

開催場所 in東京 アットビジネスセンター東京駅八重洲通り

〔4講座〕〒104-0032 東京都中央区
八丁堀1-9-8 八重洲通りハタビル



JR新大阪駅 東口より徒歩2分
地下鉄御堂筋線・新大阪駅③⑥番出口より徒歩8分
近隣に「本館」や「新館」もございますが、会場は「別館」です。お間違えのないようお越しください。
京都・神戸まで約30分



JR東京駅(八重洲口)より徒歩約10分 日比谷線八丁堀駅より徒歩2分

受講料 1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにFAXまたはメールでご連絡ください。

**お問合せ
事務局**

地方議員研究会

TEL 06-7878-6297

FAX 06-7878-6308

メール mail@chihogiken.jp

報 告 書

2015年 7月 7日

会派代表者 尾崎 剛司 様

議員名 池谷 大輔

下記のとおり、会費負担を伴う政務活動についてご報告します。

1 支出先	地方議員研究会
2 支出内容及び金額	研修費/30,000円
3 開催日又は支払日	7月6日
4 目的	地方議員研究会が企画した森教授による講義を受け、4に記載した内容に対する理解を深める。
5 内容・成果・市政への反映等	まず、「自治体財政の基本と臨時財政対策債」をテーマとして、地方財政計画と自治体財政の基本、地方交付税と臨時財政対策債の仕組みと課題、財政議論のポイント等が講義された。自治体財政の基礎が中心となった。以下に論点をまとめる。 地方歳入のうち、地方税で賄えているのはわずか35%であり、残りの部分を地方交付税や国庫支出金、もしくは地方債の起債などでまかなっている。 国からは地方交付税が自治体に交付され、自治体間の財源の不均衡が調整される。これは一定の行政サービスがどの地域にも提供されるための財源を保障することが目的である。地方交付税の財源は、所得税、法人税、酒税、消費税の一部からとなる。 自治体間には明らかな財政力格差が存在し、県別で人口一人当たりの税収額をみると個人住民税では東京と沖縄で2.7倍の差、地方消費税では、同じく東京と沖縄で2倍、地方法人二税では東京と奈良県で6.3倍の差となっている。東京圏の税収に地方全体が大きく依存する形である。政令指定都市では歳入の5%程度の割合であるが、人口1万人未満の町村においては全体の40%を超える割合であり、水平的調整機能の役割を果たしているといえる。 第二に、臨時財政対策債(以下臨時財債)についての講義となった。臨時財債とは、国の地方交付税特別会計の財源が不足している状況において、地方による地方債を発行を国が認め、後々国が元利共に基準財政需要額へ参入する仕組みのことである。 臨時的な措置で始まったが現在も続いており、地方財政の借入金残高の状況を見ると臨時財債の割合が全体の2割まで増えており、

国の税収不足が解消されない限り今後も割合は増え続けるものと考えられる。

第三に、歳出の特別枠として、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円について解説があった。まち・ひと・しごと創生事業費は地域の元気想像事業費4000億と、人口減少等特別対策事業費6000億を足したものであり、地方創生に関係することで自治体予算にも影響がある。

次に、「自治体財政をめぐる課題」をテーマとして、生活保護の財政問題、公共事業改革へのアプローチ、地方議員が抑えておくべきポイント等が講義された。より具体的な自治体が抱える問題として生活保護の問題に話に移った。

生活保護受給者数は、平成7年の88万人から217万人とおおよそ2.5倍となっている。その半数は高齢者世帯であり、今後その割合は増えていくものと考えられる。生活保護費のうち約半分が医療扶助費であるが、これは受給者が自己負担無しで診療を受けることに起因する。生活保護受給者は一人当たり医療費が非受給者と比べて6割高く、病院への受診回数も多い傾向にあることが財務省の資料によって判明している。

一般世帯と生活保護世帯の消費支出を比べた際、おおよそ収入500～650万円の世帯と同等の消費生活となっている。

生活保護費の財政負担は、国が75%、地方が25%となっているが、実際に事務作業を伴う人件費や事務費は地方が100%負担している。

又、今後政府による生活保護の適正化として、2013年8月より3段階にわたり10%を減額することが決まっている。

地方自治体による特徴的な取り組みとしては、小野市による受給者によるパチンコ・公営ギャンブルを禁止する条例の制定や、大阪市の生活保護費のプリペイドカード事業などがあげられる。

上記の講義から、財政の基礎、新たな交付金、生活保護制度について等を学んだ。国も地方も財政は厳しくなることが予想される中で、いかに切り詰めながら税収を生み出していくのかを考えていきたい。新たな交付金に関しては、予算措置が取られた自治体の事例を学び、本市にも誘導できるよう努力していきたい。最後に生活保護費に関しては、その負担分について地方自治体が本当に背負うべきものなのかどうか、学会等の議論をこれからも吸収し、生活保護制度のあり方について考えていきたい。

(注)

- 1 この別紙は、参加した会ごとに作成すること。
- 2 連名により作成することも可能。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

支 出 伝 票

No. 7月 -

10
/ 2

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 ② 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 7月 9日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	25,060 円				
内 容	管外旅費として (大阪市)				
支 払 先	池谷大輔議員				
備 考	受講代についてはNO.3で支出 報告書添付済み				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

政務活動費

出張調査票

No. 7月 ~~10~~
12

調査議員名	池谷大輔			交通手段	公共交通機関
調査日	27年7月9日(木)	年 月 日()	年 月 日()	年 月 日()	
調査都市名	大阪市				
調査事項	地方議員研究会 財政問題特別講座 ・地方財政制度と基本的な仕組み解説 ・財政指標と自治体財政の課題				
命令					

旅費計算書

議員

概算額	25,060 円	精算額	25,060 円	追給・返納額	0 円
年月日	27・7・9(木)		・	・	計
発着及び関係経過地	静岡—新大—静岡 岡 阪 岡				泊 1日 (営 752.4 Km)
鉄路 程	376.2 Km	376.2 Km	Km	Km	752.4 Km
運賃	6,260 円	6,260 円	円	円	12,520 円
特急料金	(通)・繁・閑 4,620 円	(通)・繁・閑 4,620 円	(通・繁・閑) 円	(通・繁・閑) 円	9,240 円
急行料金	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
計	10,880 円	10,880 円	円	円	21,760 円
船路 程	Km	Km	Km	Km	Km
運賃	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円
航空賃	円	円	円	円	円
車 公用車有・無	Km	Km	Km	Km	Km
賃 定 額	円	円	円	円	円
日 当	3,300 円	円	円	円	3,300 円
(日当加算)	円	円	円	円	円
宿泊費	円	円	円	円	- 円
(宿泊料加算)	円	円	円	円	円
計算者		点検者 検算済	合	計	25,060 円

*1 宿泊費及び懇談会費相当額の負担金等がある場合は、計算方法が異なります。

*2 航空賃は、現に支払った額となります。

旅費内訳書

NO. 7 月 ~~10~~ / 2

No.	精算額 旅費額(概算額)	請 求 者	請求印	受領印	精算印
1	25,060	池谷 大輔			
	25,060				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計	25,060				
計	25,060				

1期目から
ベテラン議員まで
大好評セミナー
開催

財政問題 特別講座

in大阪

in東京

7月6日
(月)

10:00～12:30

自治体財政の基本と臨時財政対策債

- ・地方財政計画と自治体財政の基本
- ・地方交付税と臨時財政対策債の仕組みと課題
- ・財政論議のポイント

14:00～16:30

自治体財政をめぐる課題

- ・生活保護の財政問題－財政圧迫のウソホント－
- ・公共事業改革へのアプローチ
- ・地方議員がおさえておくべきポイント

8月18日
(火)

7月9日
(木)

10:00～12:30

地方財政制度と基本的な仕組み解説

- ・予算の内容と、意義・役割
- ・決算資料と決算の意義・役割
- ・一般財源と特定財源
- ・性質別歳出科目と目的別歳出科目

14:00～16:30

財政指標と自治体財政の課題

- ・財政力指数と経常収支比率
- ・財政健全化法と各種指標
- ・財政健全化計画とは

165 自治体財政の健全化の課題

8月19日
(水)

講師紹介

もり ひろゆき

森 裕之

立命館大学政策科学部
教授、博士(政策科学)

略歴

1967年大阪府生まれ。大阪市立大学商学部、同大学院経営学研究科後期博士課程中退後、高知大学助手。その後、高知大学専任講師、大阪教育大学専任講師・助教授を経て、2003年から立命館大学政策科学部助教授。2009年より同教授。財政学とくに地方財政と公共事業を専攻。また、社会的災害(アスベスト問題など)についても公共政策論としての立場から考察。

著作

『公共事業改革論』(有斐閣、2008年) 共著:『検証・地域主権改革と地方財政』(自治体研究社、2010年)、『地域共創と政策科学』(晃洋書房、2011年)

論文・研究発表

『国土強靱化』の財政と地域政策(2013年) 社会資本の老朽化問題(2012年) 公共事業と一括交付金(2012年) 等

↑ FAX 06-7878-6308 ↑

お申込みは ☎ FAX または ✉ メール にて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。
「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。※メールでの申し込みの方がスムーズに対応可能です。

✉ メール申込み方法

mail@chihogiken.jp

☎ FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで06-7878-6308宛にお送りください。
参加されるセミナーにチェックボックスへ ☒ チェックください。

in大阪

7月6日 (月)	10:00~12:30	☒ 自治体財政の基本と臨時財政対策債
	14:00~16:30	☒ 自治体財政をめぐる課題
7月9日 (木)	10:00~12:30	☒ 地方財政制度と基本的な仕組み解説
	14:00~16:30	☒ 財政指標と自治体財政の課題

in東京

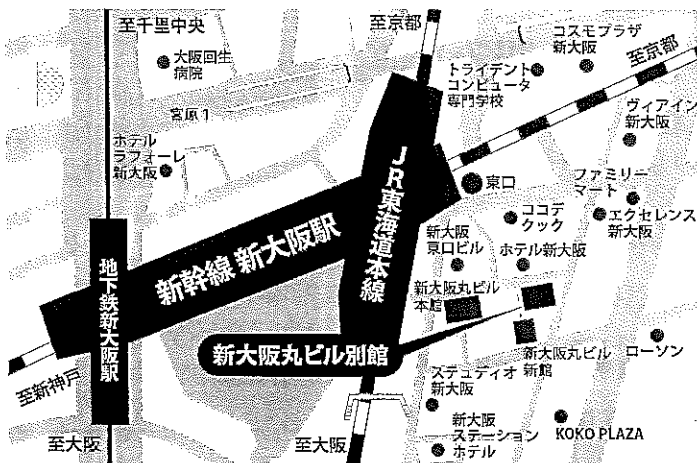
8月18日 (火)	10:00~12:30	☐ 自治体財政の基本と臨時財政対策債
	14:00~16:30	☐ 自治体財政をめぐる課題
8月19日 (水)	10:00~12:30	☐ 地方財政制度と基本的な仕組み解説
	14:00~16:30	☐ 財政指標と自治体財政の課題

お名前	(フリガナ)	貴議会名	(期目)
ご住所	(〒 —)		
電話番号	() — ()	FAX番号	() — ()

開催場所
in大阪

新大阪丸ビル別館

〔4講座〕〒533-0033 大阪市東淀川区
同場所 東中島1-18-22 丸ビル別館



JR新大阪駅 東口より徒歩2分

地下鉄御堂筋線・新大阪駅⑤⑥番出口より徒歩8分

近隣に「本館」や「新館」もございますが、会場は「別館」です。お間違のないようお越しください。 京都・神戸まで約30分

開催場所
in東京

アットビジネスセンター東京駅八重洲通り

〔4講座〕〒104-0032 東京都中央区
同場所 八丁堀1-9-8 八重洲通りハタビル



JR東京駅(八重洲口)より 徒歩約10分 日比谷線八丁堀駅より 徒歩2分

受講料

1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにFAXまたはメールでご連絡ください。

お問合せ
事務局

地方議員研究会

TEL 06-7878-6297

FAX 06-7878-6308

メール mail@chihogiken.jp

報 告 書

2015年 7月 10日

会派代表者 尾崎 剛司 様

議員名 池谷 大輔

下記のとおり、会費負担を伴う政務活動についてご報告します。

1 支 出 先	地方議員研究会
2 支出内容 及び金額	研修費/30,000 円
3 開催日又は 支払日	7月9日
4 目 的	地方議員研究会が企画した森教授による講義を受け、4に記載した内容に対する理解を深める。
5 内 容 ・ 成 果 ・ 市政へ の反映等	まず、「地方財政制度と基本的な仕組み」をテーマとして、予算の内容と意義役割、決算資料と決算の意義役割、一般財源と特定財源性質別歳出科目と目的別歳出科目について解説された。以下にまとめていく。 自治体経営と民間企業経営の大きな違いとして、自治体は予算を重視し、民間企業は決算を重視することが挙げられる。自治体は税金によって運営されており、公共資源の最適配分を行動の原理になるが、民間企業は利益の最大化が目的となる。 予算は自治体の1年間の歳入歳出を示すものであり、首長が議会に提出し、議会が審議と議決を行う。住民の代表である議会は、予算審議と議決を通じ行政を適切に統制する責務を負っている。 予算は計画であり、決算は結果である。昨今の行政評価の観点では、結果から成果を重要視する傾向が強まっている。 一般財源と特定財源の違いは、地方自治体が自ら用途を決定できるか限定されるかの違いである。自主財源と依存財源の違いは、地方自治体が自ら徴収する財源か、国から委譲される財源かの違いである。 住民税の問題として、特に法人住民税などは景気に左右されてしまうため、税収が安定せず、普遍性、安定性に欠けることが挙げられる。 地方消費税については、現行の8%のうち、地方消費税として入る分は1.7%にしか過ぎない。又、地方税でありながら自治体の課税自主権が及ばないことや、受益と負担の関係が見えにくいことが

報 告 書

2015年 7月 10日

会派代表者 尾崎 剛司 様

議員名 池谷 大輔

下記のとおり、会費負担を伴う政務活動についてご報告します。

1 支 出 先	地方議員研究会
2 支出内容 及び金額	研修費/30,000 円
3 開催日又は 支払日	7月9日
4 目 的	地方議員研究会が企画した森教授による講義を受け、4に記載した内容に対する理解を深める。
5 内 容 ・ 成 果 ・ 市政へ の反映等	まず、「地方財政制度と基本的な仕組み」をテーマとして、予算の内容と意義役割、決算資料と決算の意義役割、一般財源と特定財源性質別歳出科目と目的別歳出科目について解説された。以下にまとめていく。 自治体経営と民間企業経営の大きな違いとして、自治体は予算を重視し、民間企業は決算を重視することが挙げられる。自治体は税金によって運営されており、公共資源の最適配分を行動の原理になるが、民間企業は利益の最大化が目的となる。 予算は自治体の1年間の歳入歳出を示すものであり、首長が議会に提出し、議会が審議と議決を行う。住民の代表である議会は、予算審議と議決を通じ行政を適切に統制する責務を負っている。 予算は計画であり、決算は結果である。昨今の行政評価の観点では、結果から成果を重要視する傾向が強まっている。 一般財源と特定財源の違いは、地方自治体が自ら使途を決定できるか限定されるかの違いである。自主財源と依存財源の違いは、地方自治体が自ら徴収する財源か、国から委譲される財源かの違いである。 住民税の問題として、特に法人住民税などは景気に左右されてしまうため、税収が安定せず、普遍性、安定性に欠けることが挙げられる。 地方消費税については、現行の8%のうち、地方消費税として入る分は1.7%にしか過ぎない。又、地方税でありながら自治体の課税自主権が及ばないことや、受益と負担の関係が見えにくいことが

問題に挙げられている。

自治体間の税の再配分機能を説明するにあたり、例としてふるさと納税の本質と状況も解説があった。地方自治体の中には、産業振興策として積極的に活用しているところも多く見受けられる。

又、国庫支出金いわゆる補助金の仕組みについても解説がなされた。国庫支出金は、地方自治体の特定の支出に当てるために国庫から支出される資金のことである。その中でも最大の分野は、公共事業関係の社会資本整備総合交付金や普通建設事業費支出金などである。

国庫支出金の問題点としては、紐付きであるため、地方自治体の独自性や自主性を抑制してしまうこと、地方自治体に対し過大な財政負担を強いる可能性があることなどが挙げられる。

次に、「財政指標と自治体財政の課題」をテーマとして、財政力指数と経常収支比率、財政健全化法と各種指標、財政健全化計画とは自治体財政の健全化の課題について講義が行われた。

財政力指数について。財政力指数は基準財政収入額÷基準財政需要額でも止まり、財政力指数は税収力の大きさを表す。静岡市の財政力指数は0.9前後であり、交付税が交付されない不交付団体ではない。経常収支比率は91前後であり、政令指定都市比較では低い水準にある。引き続いて人件費等を引き下げ、浮いた財源を持って投資に使う成長戦略が必要であると考え。

さらに、骨太の方針2014についての解説がなされ、地域の元気創造事業費を通じて、地方を支援する方針であることを理解した。

上記の講義から、財政についての理解が深まった。人口減少、高齢化を念頭に置き、財政が縮小していくことを踏まえながらコンパクトシティの実現に取り組んでいきたい。国の動向にも気をつけていきたい。

(注)

- 1 この別紙は、参加した会ごとに作成すること。
- 2 連名により作成することも可能。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

No. 7月 -

支 出 伝 票

13

		代表者		経 理 責 任 者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 ② 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 7月 15日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	47,000 円				
内 容	管外旅費および受講料として (東京都)				
支 払 先	尾崎剛司議員 池谷大輔議員 および一般社団法人 行政改革推進協会				
備 考	旅費 ¥16,000- ×2名分 当日支払の受講料 ¥15,000- ×1名分 (1名分は事前振込済み) ※ 7月-2 にて支出				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

政務活動費

出張調査票

No. 7月-17

13

調査議員名	尾崎剛司 池谷大輔		交通手段	公共交通機関
調査日	27年7月15日(水)	年 月 日()	年 月 日()	年 月 日()
調査都市名	東京都			
調査事項	『役所を動かす議員活動』受講 ・効果的な一般質問作成ノウハウ			
命令				

旅費計算書

					議 員
概 算 額	16,000 円	精 算 額	16,000 円	追 給 ・ 返 納 額	0 円
年 月 日	27年7月15日(水)	.	.	.	計
発着及び関係経過地	静岡 - 東京 - 静岡				0泊 1日 (営 360.4 Km)
鉄 道	路 程	180.2 Km	180.2 Km	Km	360.4 Km
	運 賃	3,350 円	3,350 円	円	6,700 円
	特 急 料 金	(通)・繁・閑 3,000 円	(通)・繁・閑 3,000 円	(通・繁・閑) 円	6,000 円
	急 行 料 金	円	円	円	円
	グリーン料金	円	円	円	円
賃 計	6,350 円	6,350 円	円	円	12,700 円
船 賃	路 程	Km	Km	Km	Km
	運 賃	円	円	円	円
	グリーン料金	円	円	円	円
賃 計	円	円	円	円	円
航 空 賃	円	円	円	円	円
車 賃	公用車有・無	Km	Km	Km	Km
	定 額	円	円	円	円
日 当	3,300 円	円	円	円	3,300 円
(日当加算)	円	円	円	円	円
宿 泊 費	円	円	円	円	- 円
(宿泊料加算)	円	円	円	円	円
計算者		点検者 横 算 済		合 計	16,000 円

旅費内訳書

NO. 7月-13

No.	精算額 旅費額(概算額)	請 求 者	請求印	受領印	精算印
1	16,000	尾崎 剛司			
	16,000				
2	16,000	池谷 大輔			
	16,000				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計	32,000				
	32,000				

領 収 証

日本維新の会
静岡市議会議員団

様

27 年 7 月 15 日

★

¥15,000

但 7/15 14:00～「効果的な一般質問作成ノウハウ」

セミナー受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人行政改革推進協会

〒103-0004

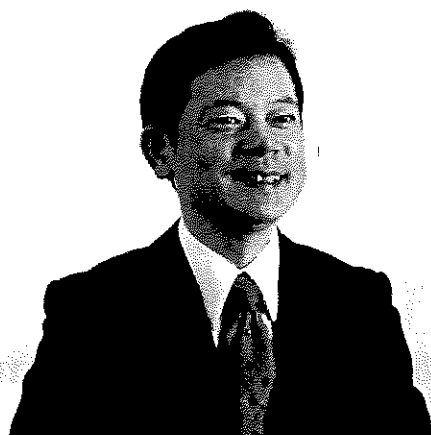
東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階

TEL 03 (6869) 1143



役所を動かす 議員活動

in 東京 / in 博多



みやもと しょういち
講師 宮本正一
医療・健康問題研究所代表

略歴

1967年大阪府寝屋川市生まれ ウェントワース工科大学(米国:ボストン)を卒業後、大和ハウス工業を経て、神戸大学ビジネススクールでMBA(経営学修士)、大阪市立大学大学院医学研究科で医学博士号(公衆衛生学)を取得。平成7年より平成27年4月まで、5期20年寝屋川市議会議員、平成24年には寝屋川市議会議長を務める。現在、同志社大学生命医科学部研究員で医療・健康問題研究所代表。

7月15日 水 in 東京
8月25日 火 in 博多

■10:00~12:30

地域で取り組む認知症問題

- そもそも認知症とは何か
- 介護保険制度における認知症
- 議員としての関わり方
- 認知症問題の取り上げ方

■14:00~16:30

効果的な一般質問作成ノウハウ

- 一般質問作成の準備方法
- 住民相談から質問までの流れ
- 博士論文的原稿の作り方
- 「原稿の木」とは何か
- グループスタディ

174



一般社団法人 行政改革推進協会

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階

TEL 03-6869-1143 **FAX 03-6869-1326**

メール mail@gyokaku.com ※お申込みはFAXまたはメールにてお願い致します。

詳しくは
裏面を
ご覧ください。

受講料について

●受講料

1講座 **15,000円**(税込)

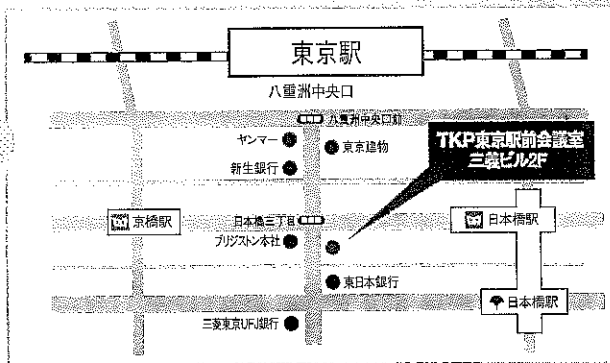
受講料は「受講確認書」到着後に事前にお振込みをお願いします。
※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

開催場所までのアクセス

東京

TKP東京駅前会議室

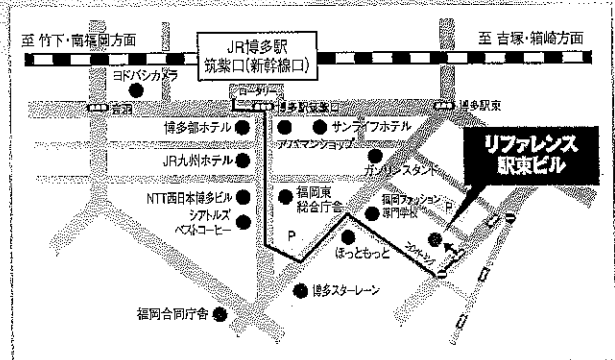
〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-5-13 三義ビル 2F
東京駅八重洲口より 徒歩5分



博多

リファレンス駅東ビル

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1丁目16-14
JR 博多駅筑紫口より 徒歩4分



お申込み方法

お申込みはファックスまたは、メールにてお願いします。お申込み後は事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にファックスまたはメールにて送付いたします。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

ファックスでのお申込みの場合



03-6869-1326

※下記項目を記入していただき、ファックスで送信をお願いいたします。

メールでのお申込みの場合



mail@gyokaku.com

※ご希望の日時にチェックを入れてください。(1講座 15,000円)

『地域で取り組む認知症問題』

☐ 7月15日 10:00~12:30 in 東京

☐ 8月25日 10:00~12:30 in 博多

『効果的な一般質問作成ノウハウ』

☒ 7月15日 14:00~16:30 in 東京

☐ 8月25日 14:00~16:30 in 博多

ふりがな お名前	貴議会名		(期目)	
ご住所	メール			
電話番号	FAX番号	175		

《個人情報の取扱いについて》ご提供いただいた個人情報は、一般社団法人 行政改革推進協会においてサービスの提供に利用させていただきます。また、ご提供いただいた情報は、当社が管理責任者として厳重に保管・管理いたします。

報 告 書

2015年 7月 16日

会派代表者 尾崎 剛司 様

議員名 尾崎 剛司
池谷 大輔

下記のとおり、会費負担を伴う政務活動についてご報告します。

1 支 出 先	一般社団法人 行政改革推進協会
2 支出内容 及び金額	研修費/30,000 円
3 開催日又は 支払日	7月15日
4 目 的	行政改革推進協会が企画した宮本代表による講義を受け、4に記載した内容に対する理解を深める。
5 内 容 ・ 成 果 ・ 市政へ の反映等	「効果的な一般質問作成ノウハウ」をテーマとして、一般質問作成の準備方法、住民相談から質問までの流れ、博士論文的原稿の作り方、原稿の木について講義された。以下に論点をまとめる。 質問の準備の方法としてはテーマの探索と優先順位付けをよく考えたい。総合計画に乗ってない、誰も望んでいない独りよがりな質問は避けるべきである。 住民相談から質問までの流れは、党派係わらず現場主義を徹底して市民相談をする必要がある。そこで生まれた相談・問題・課題を担当課と協議し、職員と連携をとる。自治体で行われていないものであれば、先進的に導入している自治体へ視察に赴く。その際資料となるものは前日までに目を通しておきたい。国や都道府県からもヒアリングを受け、メディアの情報収集をしたうえで、質問に繋げていく。 次に質問の効果について、質問は単に執行機関の所信をただしたり、事実確認を明らかにするだけなものではない。執行機関の政治姿勢と政治責任を明らかにさせ、現行の政策の変更、是正等を採用させる目的と効果がある。 さらに博士論文的原稿の作り方について、問題の背景、対策の仮説、検証と結論を考え、「原稿の木」を持って整理する。「原稿の木」とはマインドマップのようなもので、頭の中のものを可視化する方法だった。 上記の講義内容を受け、積極的に今後の質問作成に考え方を取

	り入れていきたい
--	----------

No. 7月 - 124

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 ② 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 7月 16日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	32,730 円				
内 容	管外旅費および研修費として (福島県)				
支 払 先	尾崎剛司議員および全国若手市議会議員の会				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

政務活動費

出張調査票

No. 7月

14

調査議員名	尾崎剛司			交通手段	公共交通機関
調査日	27年7月16日(月)	年 月 日()	年 月 日()	年 月 日()	
調査都市名	福島県福島市				
調査事項	全国若手市議会議員の会 災害対策研究部会 現地視察(相馬市他)				
命令					

旅費計算書

概 算 額					議 員
30,730 円					0 円
精 算 額					
30,730 円					
追 給 ・ 返 納 額					
0 円					
年 月 日	27年7月16日(月)	年 月 日()	.	.	計
発着及び 関係経過地	静岡 - (東京) - 福島 - (東京) - 静岡 () () () ()				1泊 2日 (当 906 Km)
鉄 路 程	453 Km	453 Km	Km	Km	906 Km
運 賃	7,340 円	7,340 円	円	円	14,680 円
特 急 料 金	(通)・繁・閑 7,200 円	(通)・繁・閑 7,200 円	(通)・繁・閑 円	(通)・繁・閑 円	14,400 円
急 行 料 金	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
賃 計	14,540 円	14,540 円	- 円	円	29,080 円
バ 路 程					
運 賃	円	円	円	円	
ス 路 程					
運 賃	円	円	円	円	
等 計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
航 空 賃	円	円	円	円	0 円
日 当	1,650 円	円	円	円	1,650 円
(日当加算)	円	円	円	円	円
宿 泊 費	円	円	円	円	- 円
(宿泊料加算)	円	円	円	円	円
計算者				点検者 検算済	合 計 30,730 円

*現地視察(相馬市・原発付近・富岡町)は貸切バスにて移動

旅費内訳書

NO. 7 月 - 14

No.	精算額 旅費額(概算額)	請 求 者	請求印	受領印	精算印
1	30,730	尾崎 剛司			
	30,730				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計	30,730				
	30,730				

NO. 7月-14

領 収 証

日本維新の会
静岡市議会議員団様

¥2,000-

但 全国若手市議会議員の会災害対策研究部会及び
東北ブロック合同研修会費(1日目)として

平成27年7月16日

全国若手市議会議員の会

災害対策研究部会及び東北ブロック合同研修会

会計(東北ブロック事務局長  

平成26年6月吉日

全国若手市議会議員の会
会 員 各 位

全国若手市議会議員の会
災害対策部会長
後藤 健
東北ブロック代表
青山 豊

災害対策研究部会及び東北ブロック合同研修会のご案内

拝啓 初夏の候、ますますご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。

さてこの度、福島県において第4回全国役員会にあわせて災害対策研究部会及び東北ブロック合同の研修会を企画しました。震災から4年半が経って今一度福島の現状を見つめ直すとともに、なかなか触れることのない現地の声に実際に触れ、原発被災地を視察できるほか、災害時の後方支援など地域防災のあり方について学ぶ貴重な機会になりますので、会員の皆さまにおかれましては是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時 : 平成27年7月16日(木) 午前10時～午後5時30分
場所 : コラッセふくしま(福島駅西口徒歩3分)
内容 : 現地報告「ふくしまの現状」 報告者: 松本静男葛尾村議会議員
現地視察「制限区域視察～相馬市・福島第1原発付近・富岡町～」
※制限区域立ち入りのため全員バス移動になります。

※参加される方は6月23日(火)必着で別添返信用紙にて連絡をお願いします。
※研修費として1人2,000円をお願いいたします。(バス代、昼食代含む)
※宿泊が必要な方は各自で手配をお願いいたします。福島駅周辺がおすすめです。

以上

【問い合わせ】

全国若手市議会議員の会
災害対策部会長 後藤健(秋田県大仙市)
mobile : 
E-mail : 

No. 7月-17

報告書

平成 27 年 7 月 21 日

日本維新の会静岡市議会議員団 代表

尾崎 剛司 様

議員名 尾崎 剛司

下記のとおり、政務活動費による視察を実施したので、ご報告します。

1 日 時	平成 27 年 7 月 16 日	
2 視 察 先	(1) 都 市 名 視 察 先 施 設 等	福島県福島市、相馬市、富岡町 福島第一原発付近 制限区域
	(2) 対 応 者	松本静男 葛尾村議会議員 菅野利行 福島県富岡町郡山事務所産業振興課長
3 目 的	東日本大震災から 4 年の月日が経過した。報道等での扱いも少なくなっていると感じる中、全国若手市議会議員の会主催の視察研修会に参加する。福島の実況について学ぶとともに、なかなか触れることのない現地の声に触れ、原発被災地（制限区域内への立ち入りを含む）を実際に視察することで、今後本県においても再稼働が予想される浜岡原発への対応や本市の地域防災のあり方に反映していくことを目的とする。	
4 内 容 成果・市政 への反映等	(調査事項・調査結果を具体的に) 現地報告という形で松本静男葛尾村議会議員から復興過程のふくしまの現状について報告を受けた後、バスに乗って現地視察に向かった。車内においては、現地到着までの間、富岡町役場の職員の方から震災直後から現在までの町の状況について、かなり細かい説明をして頂いた。富岡町は地震、津波、原発事故の 3 重の被害を受けており、また福島第一原発から半径 20 キロ圏内ということで「警戒区域」に指定された。そのため、全町民が全国各地で避難生活を余儀なくされたことや、町として震災直後に被害調査ができず、津波被害を除き被害区分の特定化が難しかったことなどの説明があった。25 年に空間線量分布図を基に、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の 3 区域に見直しが行われ、地域のコミュニティを維持しつつ、鉄道や道路などが考慮された区分けが行われ現在に	

至っている。現地では、自分には小さいと思われる道路を境に、バリケードが置かれており、区域の区分地点を見ることができた。東電からの補償の問題等もあり、区分による近隣住民同士の関係も複雑なものとなっているという。現地を見た率直な感想としては、人間の手が加えられていないという意味での「自然」状態があり、背丈を超えた雑草が生い茂っていたり、風景が変わっているため町の職員もナビに自信をもてないこともある程であった。一番印象的だったのは、防護服を着て帰宅困難区域を視察してバスへ戻る際、汚染を気にしたバスの運転手さんの対応であった。詳細は控えるが、放射能汚染に対する現地の人の感度を垣間見た気がした。こうした土地に果たして帰還しようとする人がどれだけ居るのか、町としてどのような取り組みをしているのかについて、町では第二次災害復興計画を策定しており、帰還する、しない、という二者択一ではなく、今は判断できない（しない）という第三の道も含めたあらゆる町民の意向を尊重することとしている。すなわち、帰還する方への支援は当然として、帰還しない道を選んだ方へも支援を行うだけでなく、今は判断できないという方に対しても、富岡とのつながりと、将来の帰還や町との関わり（絆）維持に向けた支援を行うとしている。土地の利用方針についての説明も多々頂いたが、工事の進捗が思わしくない現状を聞くこととなった。浜岡原発から50キロ圏であり、南海トラフ巨大地震の想定震源域となっている静岡市である。浜岡原発再稼働申請がなされている現状は決して決して他人事ではない状況となっている。審査の行方を注視するとともに、原発に頼らないエネルギー政策、環境整備に向けて、本市の施策にも反映できるよう努めていきたい。

支 出 伝 票

No. 7月 ~~13~~
15

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 ② 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 7月 16日 ~ 27年 7月 17日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	35,800 円				
内 容	管外旅費として (東京都)				
支 払 先	池谷大輔議員				
備 考	受講代は No. 7月-3 にて支出。				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

政務活動費

出張調査票

No. 7月

15

調査議員名	池谷大輔		交通手段	公共交通機関
調査日	27年7月16日(木)	27年7月17日(金)	年 月 日()	年 月 日()
調査都市名	東京都	東京都		
調査事項	『議員のための基礎講座シリーズ』 ・行政改革と議会 ・地域活性化・地域の課題解決 『議員のための基礎講座シリーズ』 ・行政評価、地域での課題を見える化 ・マーケティングの視点を活かした住民へのコミュニケーション			
命令				

旅費計算書

概 算 額					議 員
35,800 円					0 円
精 算 額					
35,800 円					
追 給 ・ 返 納 額					
0 円					
年 月 日	27年7月16日(木)	27年7月17日(金)	.	.	計
発着及び関係経過地	静岡 - 東京	東京 - 静岡			0泊 1日 (営 360.4 Km)
鉄 路 程	180.2 Km	180.2 Km	Km	Km	360.4 Km
運 賃	3,350 円	3,350 円	円	円	6,700 円
特 急 料 金	(通)・繁・閑 3,000 円	(通)・繁・閑 3,000 円	(通・繁・閑) 円	(通・繁・閑) 円	6,000 円
急 行 料 金	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
計	6,350 円	6,350 円	円	円	12,700 円
船 路 程	Km	Km	Km	Km	Km
運 賃	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円
航 空 賃	円	円	円	円	円
車 公用車有・無	Km	Km	Km	Km	Km
賃 定 額	円	円	円	円	円
日 当	3,300 円	3,300 円	円	円	6,600 円
(日当加算)	円	円	円	円	円
宿 泊 費	16,500 円	円	円	円	16,500 円
(宿泊料加算)	円	円	円	円	円
計算者					点検者 松本 浩
					合 計 35,800 円

*2日間の参加のため、宿泊します。

旅費内訳書

NO. 7月¹⁵

No.	精算額 旅費額(概算額)	請 求 者	請求印	受領印	精算印
1	35,800	池谷 大輔			
	35,800				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計	35,800				
	35,800				

プロフェッショナル議員のための 基礎講座シリーズ

より良い仕事をしたい！
しかし、行政の仕組みなどが
良く判らない・・・
行政改革や地域活性化など、
自治体を巡る最近の流れや
課題をポイントを押さえて
理解したい・・・etc.



講師で紹介

1961年、福岡県生まれ。海上保安庁の幹部を養成する海上保安大学校初のただ一人の女子学生として入学。26歳で女性初・最年少で巡視船船長になる。その後、埼玉大学大学院政策科学研究科（現：政策研究大学院大学）にて政策分析修士号を取得、大阪大学経済学研究科博士後期課程（単位取得満期退学）にて経営学、意思決定について研鑽。1997年海上保安大学校行政官理学講座助教授、2003年4月より現職。

専門は、公共経営論（CSRを含む）であり、個人・組織の関係や組織のマネジメントについて研究する他、マーケティングの視点を活かし「名古屋発！お買物命」プロジェクト（社会技術開発研究センター）の研究代表を務めるなど、社会問題の解決を目指した理論と実務を兼ね備えている。国や地方自治体の審議会・研究会の他、関西経済同友会の若手リーダー養成塾の担任講師や企業のCSR相談アドバイザーなど幅広く活躍。中井大蔵府知事時代の特別顧問、改革評価委員も務めた。

ながた じゅんこ
永田 潤子

大阪市立大学
創造都市研究科
准教授

熱い思いや志があるからこそ、そして支持して下さった
市民の皆さんへの責任を果たすための基礎講座。

社会人大学院で、学生として勉強する議員を、実際に
教え指導した経験が多数ある講師を迎えて開催。

in 東京 7月16日(木) in 博多 7月27日(月)

10:00～12:30

>> 行政改革と議会

三重県の北川知事から現在の自治体改革までの流れを振り返りながら、「何を目指したのか」「課題は何か」など、自治体改革の本質やエッセンスを理解します。行政改革を見る目、議員として質問すべき項目などを整理します。

14:00～16:30

>> 地域活性化・地域の課題解決

これまでの地域活性化の様々な事例を紹介しながら、何がポイントになるのかを中心に考えます。補助金による事業の課題や、市民参加による地域での課題解決事例なども取り上げ、地域を見る目、事業を見る視点を整理します。

in 東京 7月17日(金) in 博多 7月28日(火)

10:00～12:30

>> 行政評価、地域での課題を見える化

自治体の行政評価やさまざまなデータや調査結果をどう見れば良いのかを解説しながら、行政の取り組みや評価結果を見るポイントや事業の現状分析のやり方のポイントを紹介します。

14:00～16:30

>> マーケティングの視点を活かした 住民へのコミュニケーション

議員としての活動や思いを、住民の方に伝える(伝わる)ポイント、読んでもらえる活動報告の作り方、記事の書き方のコツなどをマーケティングの視点から解説します。

↑ FAX 06-7878-6308 ↑

お申込みは ☎ FAX または ✉ メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。
「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。※メールでの申し込みの方がスムーズに対応可能です。

✉ メール申込み方法

mail@chihogiken.jp

☎ FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで06-7878-6308宛にお送りください。
参加されるセミナーにチェックボックスへ ☒ チェックください。

in東京

7月16日 (木)	10:00~12:30 ☒ 行政改革と議会
	14:00~16:30 ☒ 地域活性化・地域の課題解決
7月17日 (金)	10:00~12:30 ☒ 行政評価、地域での課題を見える化
	14:00~16:30 ☒ マーケティングの視点を活かした住民へのコミュニケーション

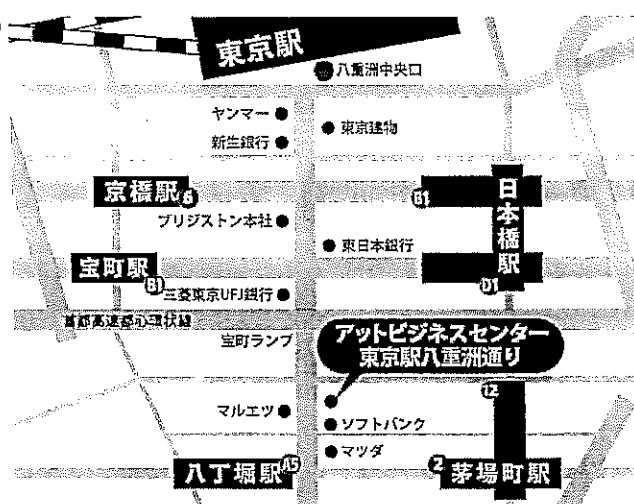
in博多

7月27日 (日)	10:00~12:30 ☐ 行政改革と議会
	14:00~16:30 ☐ 地域活性化・地域の課題解決
7月28日 (火)	10:00~12:30 ☐ 行政評価、地域での課題を見える化
	14:00~16:30 ☐ マーケティングの視点を活かした住民へのコミュニケーション

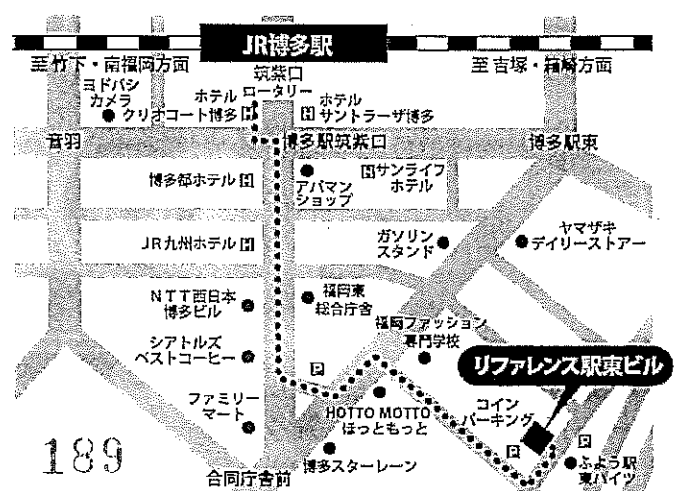
お名前	(フリガナ)	貴議会名	(期 目)
ご住所	(〒 -)		
電話番号	() - () - ()	FAX番号	() - () - ()

開催場所 in東京 アットビジネスセンター東京駅八重洲通り
[4講座] 〒104-0032 東京都中央区
[同場所] 八丁堀1-9-8 八重洲通りハタビル

開催場所 in博多 リファレンス駅東ビル
[4講座] 〒812-0013 福岡市
[同場所] 博多区博多駅東1丁目16-14



JR東京駅(八重洲口)より 徒歩約10分 日比谷線 八丁堀駅より 徒歩2分



JR博多駅 筑紫口より 徒歩4分 博多スターレーン方面へ向かい、お弁当「HOTTO MOTTO」角を右折。左側ガラス貼りのビル。(1階コインパーキング)

受講料

1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにFAXまたはメールでご連絡ください。

お問合せ
事務局

地方議員研究会

TEL 06-7878-6297

FAX 06-7878-6308

メール mail@chihogiken.jp

報 告 書

2015 年 7 月 17 日

会派代表者 尾 崎 剛 司 様

議員名 池 谷 大 輔

下記のとおり、会費負担を伴う政務活動についてご報告します。

1 支 出 先	地方議員研究会
2 支出内容 及び金額	研修費/30,000 円
3 開催日又は 支払日	7 月 16 日
4 目 的	地方議員研究会が企画した永田准教授による講義を受け、4 に記載した講義内容に対する理解を深める。
5 内 容 ・ 成 果 ・ 市 政 へ の 反 映 等	まず、「行政改革と議会」をテーマとして、三重県の北川知事から現在の自治体改革までの流れが講義された。自治体改革や行政改革、議員として質問すべき項目など論点を以下にまとめる。 第一に、政府の役割の変遷として、18 世紀の保安国家、立法国家から、19 世紀後半には福祉国家、行政国家へと性質が変わっていった。これは自由から平等へと姿を変えたとも言えるだろう。 そして、70 年代末以降、財政赤字の肥大や経済の停滞、成熟社会の到来などの課題に対し、マネジメント改革をする必要が発生し、政府の役割の見直し、成果志向の組織運営、財務マネジメントの見直しなどに手をつけることになった。95 年以降は民間の経営手法、New Public Management(以下 NPM)を導入した。効率性と有効性を向上させるため、業績成果評価、市場メカニズム、顧客基点、ヒエラルキー構造の簡素化などが計られた。 NPM の目指すものとして、行政が最適な担い手となること、最適な組織単位を作ること、最適なプロセスを踏むこと、情報公開をすること、が挙げられる。市場原理が働くための情報公開をし、測定可能な成果を計ることが必要不可欠である。 ここで事例を二つ挙げる。福岡市の改革は経営体制、管理システム、実践運動を改革の対象に掲げ、展開方法論として、民間経営手法の導入、市民参加協働と自立型組織の構築を目指した。 大阪市は、マネジメント改革、コンプライアンス改革、ガバナンス改革の 3 つの改革を目指した。 ガバナンスの構造は、現場レベルの現場改善運動から、目標とミ

ッションを明確にする戦略経営、部門別目標を管理する業績評価、外部の専門家、監査役などの第三者評価を交える経営ガバナンスなど多断層の構造となっている。改革を進めるためには、上記の全ての角度から経営体質を見直す必要がある。

その際の議会の役割として、執行機関におけるマネジメントサイクルの確立の完成度が高まるほど議会の役割が不安定なものになる。議会が執行機関に取り込まれることになるからだ。そのため、政治と行政の機能的区別をつける必要がある。

三重県議会の「二元代表制における議会のあり方」最終検討結果報告書には、8点を挙げており以下に列挙する。

議会基本条例の制定の検討、議長の議会召集権の要望、議決案件の追加の努力、議会運営の改善、サポート体制の充実、専決処分の見直し、議員の調査権限等の要望、広報公聴機能の充実。

次に、「地方活性化・地域の課題解決」がテーマとなり、補助金による事業の課題や、市民参加による地域での課題解決事例などから、地域を見る目、事業を見る目の養い方が講義された。

まず、日本の地域政策の変遷として、2000年頃までは、産業の都市集中や機能向上だったものが、地域再生、都市再生、「農」「食」を意識した地域活性化に変わったことが挙げられる。

地域の今を見ると、人の空洞化、愛郷心の空洞化、村の空洞化の三つの空洞化が叫ばれる。つまりお土産がなく見るところもないといった具合だ。

それに対する処方箋として、地域が主役となり、地域の資源人材を活用し、地域という付加価値を付け、得られた利益を地域に還元し、地域の福祉教育文化を発展させる内発的发展が叫ばれている。

人と人の基本的なつながりである農村型コミュニティの結びつきや、独立した個人がつながる都市型コミュニティ等、集団共同体を形成し、互いに信頼性やお互い様といった関係を作り、社会的ネットワークにつなげていきたい。

こういった地域のコミュニティから今治市の今治タオルや、壱岐の島・海士町のサザエカレーなどが生まれた。

地域再生の事例を見ると、人材が成功要因となることが多いが、カリスマによる地域再生は、その後の再現性に疑問符が付く。その人材が不在になるとプロジェクトが立ち行かなくなるからだ。地域で、人材を確保し続ける仕組みが必要である。

広島県安芸郡高田市では、1970年代から住民自治組織が立ち上がっており、スーパー、ガソリンスタンド、デマンドバスなどが自主運営されている。

それ以外にも地域活動を地域が支援するNPOバンクの解説などの説明もあり、今後積極的に視察に赴き、地域が補助金に頼るだけでなく自活できる経済力を持てる仕組みを考えていきたい。

(注)

- 1 この別紙は、参加した会ごとに作成すること。
- 2 連名により作成することも可能。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

報 告 書

2015 年 7 月 18 日

会派代表者 尾崎 剛司 様

議員名 池谷 大輔

下記のとおり、会費負担を伴う政務活動についてご報告します。

1 支 出 先	地方議員研究会
2 支出内容 及び金額	研修費/30,000 円
3 開催日又は 支払日	7 月 17 日
4 目 的	地方議員研究会が企画した永田准教授による講義を受け、4 に記載した講義内容に対する理解を深める。
5 内 容 ・ 成 果 ・ 市政へ の反映等	まず、「行政評価、地域での課題の見える化」をテーマとして、自治体の行政評価や様々なデータ、調査結果をどのように確認するかと、行政の取り組みと評価結果を見るポイント、事業の現状分析の方法などが講義された。以下に論点をまとめる。 蓄積されてきた行政の構造的課題に対し、顧客主義、分権化、業績マネジメントの取入れなど、成果指向の組織運営を取り入れるなど民間企業の形態を取り入れるケースが増えている。 地方自治体による行政評価の導入は都道府県レベルで9割に達しており、行政の成果控除を目的とし、その8割で成果を評価している。 評価は、職員の意識改革、目標値指標などの個人能力の数値化と評価の基準・対象・手法などの評価体系の確立により、システムの活用方法・実施体制を構築するなどが必要となる。 更に、行政自らが評価するだけでなく議員による評価、外部専門家による評価、行政サービスの利用者による評価など多面的にその評価をするべきものである。 千代田図書館の指定管理導入に伴う運営実績評価は、区の担当者、指定管理者、評価指標と目標値、図書館評議会の4つ評価項目から評価がされる。 行政評価を行うことで、将来の予算削減や、職員の意識改革、住民参画のツールに繋げていきたい。 又、行政評価は改善に効果があっても、行政の自助努力により事業が廃止されることは困難である。理由として、国や県から補

助を受けていたり、首長、議員、受益団体、市民、地域からの反発、結論を先送りする風土などが考えられる。

地域全体の政策を考えた場合、行政によって提供される行政サービスは政策全体の一部を担うに過ぎない。その為、公共とは、行政サービスとはを考える最適な担い手とは誰なのかを考えなければならない。

地域課題の見える化については、現状を把握し、あるべき姿を地域のビジョンや目標として掲げ、取り組みを始めることで評価し、今後の課題発掘に繋げることを一連の流れとして考える。

現状と目指すべき姿を比較検討することにより、何をなすべきか、何が出来るのかを考える。

例を挙げると、バリアフリーの推進をテーマに、あるべき姿を不法駐輪が解消された町とした場合、そのものさしは不法駐輪自転車台数となる。物差しで測り数が変わらないのであれば、議論し、削減案を生み出し、役割分担し行動をすることで課題解決を図っていく。

ものさしを導入することで、客観的な討議、優先順位、市民の声などが取り入れられることとなる。

次に、「マーケティングの視点を生かした住民へのコミュニケーション」をテーマに議員活動のありかた、活動報告についてなどマーケティングの視点から講義があった。

最近の市民のコミュニティは、安全と信頼をベースに形成され、強制ではなく自主的に参加する傾向にある。一方的ではなく双方向のコミュニティであり、複数のコミュニティに参加することが可能となっている。参加の五段階として、まず情報提供してもらう、次に意見聴取の相手となってもらう、アンケートなどの応答から、意味のある応答に応じてもらい最終的にパートナーシップの関係が結ばれることとなる。深い結びつきには段階を踏む必要がある。

コミュニティの中ではファシリテーションが必要となる。中立的な立場で、チームのプロセスを管理し、チームワークを引き出し、チームの成果が最大となるよう支援するのがファシリテーターである。内容ではなく進行をコントロールすることによって協働を促進させ、チームの相乗効果を発揮させる。場を作り、問題を提起し、情報を引き出し、議論をかみ合わせ整理し、つむいでまとめる。これらがファシリテーターとして必要なスキルである。日本人はブレインストーミングが苦手といわれており、良いアイデアが出るようファシリテーターが必要である。

以上の講義がなされ、主に行政評価と住民コミュニケーションについて学ぶことが出来た。行政のサービスを分析することをインプットとすると、その情報を正確に住民に提供することがアウトプットといえる。市民との対話を重ね、より良い地域のアイデアを数多く集めることで、行政への提案質問に繋げていきたい。

(注)

- 1 この別紙は、参加した会ごとに作成すること。
- 2 連名により作成することも可能。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

支 出 伝 票

No. 7月 -

14
16

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 ② 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 7月 23日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	42,800 円				
内 容	管外旅費および懇親会費として (名古屋市)				
支 払 先	尾崎剛司議員、池谷大輔議員および東海若手市議会議員の会				
備 考	旅費 ¥32,800 (2名分) 懇親会費 ¥10,000 (2名分)				
				出納簿 確認欄	

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

NO.7A-16

領 収 書

日本維新の会 静岡市議会議員 様

平成 27 年 7 月 23 日

¥ 5,000 -

但、東海若手市議会議員の会
上記正に領収いたしました

懇親会費

として

東海若手市議会議員の会
会長 頼重 秀一



領 収 書

日本維新の会 静岡市議会議員 様

平成 27 年 7 月 23 日

¥ 5,000 -

但、東海若手市議会議員の会
上記正に領収いたしました

懇親会費

として

東海若手市議会議員の会
会長 頼重 秀一



政務活動費

出張調査票

No. 7月



調査議員名	尾崎剛司・池谷大輔	交通手段	公共交通機関
-------	-----------	------	--------

調査日	27年7月23日(木)	年 月 日()	年 月 日()	年 月 日()
調査都市名	名古屋市			
調査事項	東海若手市議会議員の会 総会及び研修会			
命令				

旅費計算書

議員

概算額	16,400 円	精算額	16,400 円	追給・返納額	0 円
年月日	27年7月23日(木)	.	.	.	計
発着及び関係経過地	静岡—名古屋—静岡				泊 1日 (営 371.6 Km)
鉄路程	185.8 Km	185.8 Km	Km	Km	371.6 Km
運賃	3,350 円	3,350 円	円	円	6,700 円
特急料金	(通・ 繁 ・閑) 3,200 円	(通・ 繁 ・閑) 3,200 円	(通・ 繁 ・閑) 円	(通・ 繁 ・閑) 円	6,400 円
急行料金	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
計	6,550 円	6,550 円	円	円	13,100 円
船路程	Km	Km	Km	Km	Km
運賃	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円
航空賃	円	円	円	円	円
車公用車有・無	Km	Km	Km	Km	Km
賃定額	円	円	円	円	円
日当	3,300 円	円	円	円	3,300 円
(日当加算)	円	円	円	円	円
宿泊費	円	円	円	円	- 円
(宿泊料加算)	円	円	円	円	円
計算者		点検者	検算済	合 計	16,400 円

*1 宿泊費及び懇談会費相当額の負担金等がある場合は、計算方法が異なります。

*2 航空賃は、現に支払った額となります。

旅費内訳書

NO. 7月 16

No.	精算額 旅費額(概算額)	請 求 者	請求印	受領印	精算印
1	16,400	尾崎 剛司			
	16,400				
2	16,400	池谷 大輔			
	16,400				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計	32,800				
計	32,800				

平成27年7月吉日

会員各位

東海若手市議会議員の会

会長 頼重秀一

平成26－27年度東海若手市議会議員の会

第4回研修会のご案内

拝啓

貴下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は地元地域において、地域発展のための政策提起や実践活動でご活躍のことと存じます。

さて、このたび下記の通り、平成26－27年度 第19回東海若手市議会議員の会第4回研修会を、愛知県名古屋市の名古屋都市センターにおいて、開催する運びとなりました。今回の研修会では、講師に嶋聡氏をお迎えして「孫正義の参謀が考える、地方創生と議員の役割」を研修し、会員相互の活発な意見交換を通じて、各位の研鑽に繋がればと存じます。

万障お繰り合わせの上、多くの皆様のご出席を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

日 時	平成27年7月23日（木）13：30～
会 場	名古屋都市センター 第3会議室
講 師	嶋聡氏（ソフトバンク顧問、多摩大学客員教授、元衆議院議員）
テ ー マ	「孫正義の参謀が考える、地方創生と議員の役割」について
参 加 費	会員は無料、会員外の方は1000円
	※尚、研修会終了後、懇親会（会費5000円）を予定しております。

以上

参加申込みは、FAXまたはEメールにてお願いします。

返信先：FAX 055-924-0582

事務局次長

e-mail: toukaiwakashigi@googlegroups.com

事務局

宛て

宛て

報 告 書

2015年 7月 24日

会派代表者 尾崎 剛司 様

議員名 尾崎 剛司
池谷 大輔

下記のとおり、会費負担を伴う政務活動についてご報告します。

1 支 出 先	なし
2 支出内容 及び金額	研修費/10,000円
3 開催日又は 支払日	7月23日
4 目 的	世界的大企業ソフトバンクの孫正義代表を支える立場であった嶋聡による、講演「孫正義の参謀が語る大風呂敷が地域を変える」を聞く。孫正義流の情報発信力やそこから繋がる地域活性化策を今後の市政に反映していきたい
5 内 容 ・ 成 果 ・ 市政へ の反映等	下記3項目を中心に説明を受けた後、質疑の時間が設けられた。 (1) ソフトバンクの現状 ・ スプリント買収について・営業利益について (2) 企業が成長する条件 ・ 未来を読む・買える時間は買う・キラーコンテンツを買う (3) アジアスーパーグリッド構想 ソフトバンクは1981年に設立した会社で営業利益1兆円達成をわずか33年で成し遂げている。それはNTTの118年やトヨタの65年と比べると突出した年数であることがわかる。昨今では米国の携帯電話会社スプリントを買収し売上高では7兆円を超えている。孫氏とソフトバンクがこれほどまでに急激に事業拡大出来たのは情報の時代、スマートフォンの時代が来るとの読み、それに備えて着々と準備を進めていたからである。その中で嶋氏は、組織が拡大飛躍するための条件として、時代を読むこと、時間を買うこと、武器を持つことを3条件として挙げた。これは民間企業だけではなく行政にも当てはまる内容である。今後抱える問題に対し時代を先読みし対応すること。他自治体に勝つ武器を持つこと。この後者の部分が肝心要であり、県や国に対し様々な面からの要望を協力に成し遂げ、ソフトバンクにおけるiphoneのような他自治体に負けない強力な武器を本市に持つことが必要である。本市独自の強みについて今後研究をしていきたい。

45 17

支出伝票

		代表者		経理責任者	
科 目	① 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 7月 29日 ~ 27年 7月 31日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	165,760 円				
内 容	管外旅費として (四国)				
支 払 先	尾崎剛司議員 池谷大輔議員				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

***領収書及び内容を証する書類を添付してください。**

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

政務活動費

出張調査票

No. 7月

15
17

調査議員名	尾崎剛司 池谷大輔			交通手段	公共交通機関
調査日	27年7月29日(水)	27年7月30日(木)	27年7月30日(金)	年 月 日()	
調査都市名	香川県高松市	愛媛県松山市	愛媛県松山市		
調査事項	大規模な再開発事業による商店街の再生 ・松山市議会観光振興議員連盟の取組みと成果 ・「坂の上の雲」フィールドミュージアム構想 ・投票率向上策等 ・大学キャンパスに期日前投票所設置、選挙コンシェルジュ、選挙クルー・プロジェクト				
命令					

旅費計算書

議 員

概 算 額	82,880 円	精 算 額	82,880 円	追 給 ・ 返 納 額	0 円
年 月 日	27・7・29(水)	27・7・30(木)	27・7・31(金)	・ ・	計
発着及び関係経過地	(静岡 - 名古屋 - 岡山 - 高松 - 松山 - 岡山 - 名古屋 - 静岡) (〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃)				2泊 3日 (営 1586.0 Km)
鉄 道	区 間	静岡→高松	高松→松山	松山→静岡	
路 程		624.5 Km	194.4 Km	767.1 Km	1586.0 Km
運 賃		9,800 円	3,510 円	11,060 円	24,370 円
特 急 料 金	(通・ 繁 ・閑)	5,590 円	2,880 円	7,140 円	15,610 円
急 行 料 金		円	円	円	円
グリーン料金		円	円	円	円
計		15,390 円	6,390 円	18,200 円	39,980 円
賃 車	路 程	Km	Km	Km	Km
運 賃		円	円	円	円
グリーン料金		円	円	円	円
計		円	円	円	円
航 空 賃		円	円	円	円
車 賃	公用車有・無	Km	Km	Km	Km
定 額		円	円	円	円
日 当		3,300 円	3,300 円	3,300 円	9,900 円
(日当加算)		円	円	円	円
宿 泊 費		16,500 円	16,500 円	円	33,000 円
(宿泊料加算)		円	円	円	円
計算者		点検者	検算済	合 計	82,880 円

*1 宿泊費及び懇談会費相当額の負担金等がある場合は、計算方法が異なります。

*2 航空賃は、現に支払った額となります。

旅費内訳書

NO. 7月 17

No.	精算額 旅費額(概算額)	請 求 者	請求印	受領印	精算印
1	82,880	尾崎 剛司			
	82,880				
2	82,880	池谷 大輔			
	82,880				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計	165,760				
	165,760				

視察行程表(H27.7.29～7.31)

日本維新の会 静岡市議会議員団

7/29(水)	香川県高松市 高松丸亀商店街 ●大規模な再開発事業による商店街の再生	<pre> graph TD A[静岡駅] --> B["(名古屋駅)"] B --> C["(岡山駅)"] C --> D[高松駅] D --> E[高松丸亀商店街] E --> F[高松市内泊] </pre>
7/30(木)	松山市役所 議会事務局 ●松山市議会観光振興議員連盟の取組みと成果 愛媛県松山市 坂の上の雲ミュージアム ●「坂の上の雲」フィールドミュージアム構想 ●自由見学 愛媛県庁 選挙管理委員会 ●投票率向上策等	<pre> graph TD A[高松駅] --> B[松山駅] B --> C[松山市役所] C --> D[坂の上の雲ミュージアム] D --> E[愛媛県庁] E --> F[松山市内泊] </pre>
7/31(金)	松山市役所 選挙管理委員会 ●全国初、大学キャンパスに期日前投票所設置、選挙コンシェルジュ、選挙クルー・プロジェクト	<pre> graph TD A[松山市役所] --> B[松山駅] B --> C["(岡山駅)"] C --> D["(名古屋)"] D --> E[静岡駅] </pre>

No.

7月

17



報告書

平成 27 年 8 月 5 日

日本維新の会静岡市議会議員団 代表

尾崎 剛司 様

議員名 尾崎 剛司

池谷 大輔

下記のとおり、政務活動費による視察を実施したので、ご報告します。

1 日 時	平成 27 年 7 月 29 日～31 日	
2 視 察 先	(1) 都 市 名 視 察 先 施 設 等	香川県高松市 高松丸亀商店街振興組合 愛媛県松山市 愛媛県庁
	(2) 対 応 者	高松中央商店街振興組合連合会 古川康造 理事長 松山市議会事務局 橋本篤 次長 松山市総合政策部 坂の上の雲まちづくり担当部長付 中富宣行 課長 井上純 主査 乗松洋一郎 主幹 愛媛県総務部総務管理局市町振興課 萩原啓 課長 伊賀上慶樹 選挙係長 山内俊也 書記 佐々木英生 主幹 松山市選挙管理委員会事務局 大隅哲平 主任
3 目 的	商店街活性化で名高い高松市丸亀町商店街の取り組みをはじめ、松山市の観光議員連盟の取り組み、松山市の『坂の上の雲』を軸としたまちづくり、愛媛県と松山市の選挙管理委員会における若年投票率向上の取り組み等、先進事例を調査研究するとともに現地視察を行うことで、本市施策へ反映していくことを目的とする。	

内 容
4 成果・市政
への反映等

(調査事項・調査結果を具体的に)

高松丸亀町商店街振興組合の商店街活性化の取り組みの核を一言で言えば、「土地の所有権と利用権の分離」である。土地の使用権をまちづくり会社が一括して持つことで、利害調整に手間取ることなく思うようなテナントミックス（業種の再編成）を行う事ができたのだという。今回の視察ではかなりの時間をかけて説明を伺う事が出来たが、特に感心したのはこの振興組合の先見性である。まだ日本中が浮かれていたバブルの最中から、既にこの再開発計画が始まっていたということ。もっと遡れば、組合の自主財源を確保すべしと言う当時の理事長の考えから、商店街近隣に組合で土地を購入したことで、現在貸駐車場として年間2億円にもなる安定的な収入を確保している。こうした組合の土壌があるところへ、今回説明をして頂いた古川理事長が組合に採用され、再開発計画が作られていく。法律や様々な規制の壁を乗り越え、無理だと言われた地権者全員の合意を取り付け、再開発を成功させたことは素晴らしいの一言に尽きる。静岡地区の街中の商店街は全国的には人通りが多いと言われているが、魅力的な商店街形成になっているだろうか。丸亀町商店街では、商店街が必要と認めたテナントしか入る事はできないとのこと。また、イベントを打っているだけでは根本的な解決にはならないという指摘も心に響くものがあった。清水地区でも商店街の活性化に向けて様々な取り組みがなされ、成功している事例もあることは承知している。しかし、シャッターが閉まったままのお店や、店主のやる気に疑問を感じるようなお店もある。お店の継承にもさまざまな課題があるようだ。丸亀町への視察は後を絶たないものの、真似することで成功した事例は他にはないようである。今回の視察を通じ、本市ができることを考えると、商店街の組合の人材育成に力を注ぐことではないだろうか。組合の人材育成に助成はできないものかと感じる。抜本的な解決を目指すならば、やはり丸亀商店街のように土地の所有権と使用権を分離させる再開発を目指すべきであり、そのためには将来の商店街の絵を描ける人材が必要なのだろうと感じた。

松山市議会事務局より、松山市議会観光振興議員連盟について説明を受けた。観光振興議員連盟は平成10年に高知市で既に設立されており、県都4市で設立しようという申し合わせのもと、平成20年に松山市議会においても全員賛同の下発足した。具体的な活動として注目すべきは、平成24年の全国市議会議長会の研究フォーラムに向けて作られた行政視察アシストブックである。議員がセレクトした松山市の「自慢」を、ぜひ視察して欲しいという趣旨でまとめたもので非常に興味深い。広域観光推進の観点で他の自治体と議員連盟として連携していくことや、静岡市を売り込

んでいくという役割を議員もより担っていくという観点からも、観光振興議員連盟という取り組みは意義深いと感じる。観光の特別委員会などで提案していきたい。

どこの地にも歴史財産はある。何に力を入れて発信していくかはセンスであり、こちらが売りたいものではなく、相手が欲しいものを売るべきだとこれまで何度も主張してきた。本市が何年かぶりに家康公に力を入れている本年、松山市では平成 11 年より『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくりを行っている。「坂の上の雲」を軸としたまちづくり事業として、有名な坂の上の雲ミュージアムの建設はもとより、道路や交流施設などのインフラ整備を行っている。特に道後温泉周辺では、「誇り・品格」をテーマにファサード整備が実施され、歴史と温泉情緒が漂う街並みが形成されている。歴史を重視していくという静岡市にはあまり感じられない「景観」を重視した中で都市観光振興が図られている。今回受けた説明や、松山市内の各所に見る取り組みから、本市の資産をどう発信していくかを考える際には、今回の松山市におけるテーマ性や歴史情緒、景観と言う観点は大いに参考にすべきだろうと感じた。

20 歳代～30 歳代の投票率の低落傾向の中で、各選挙管理委員会でも若年層の政治や選挙に関する関心を高めることを目的に様々な取り組みがなされている。愛媛県選管では平成 20 年度より、愛媛県内の松山大学、愛媛大学の両大学において、選管書記がゲスト講師として選挙制度や最近の選挙をめぐる状況などについて講義を行っている。選管が大学と言う高等教育機関においてこうした取り組みを行わなければならない現状に情けない思いをする。中学・高校での公民分野の軽視が根本的な問題ではないだろうか。単発の選管の啓発活動には限界があるだろうと感じる。政治への関心や投票率の向上に最も必要なことは、「教育」だというのが私の結論。社会の仕組みについての理解を深めない今の教育が続く限り、若年層の低投票率は続くであろう。教育が未熟では、この国の民主主義が成熟することもない。教育を変えて行くこと、特に公民分野を軽視しない教育をしていくことが重要であると感じた。

来年の参議院選挙より投票権年齢が 18 歳に引き下げられる。本市としてどのような取り組みを行うべきか。本市では公共施設でしか期日前投票ができないが、松山市ではショッピングセンターや主要駅施設での期日前投票は当然の事として、大学構内においても期日前投票ができる環境を整え成果を挙げている。直近の選挙において他の年齢層では投票率が低下する中、若年層の投票率は向上したという。その具体的な事務レベルでの取り組みが単純だが興味深いもので、有線の専用回線にこだわるあまり期日

前投票所を設置することに躊躇する本市が情けなく感じた。やはり、どうお金を使わないで課題を乗り越えていくかという職員の資質が自治体の将来を決めていくのだろうと強く感じる。仕組みとしては至極単純で、携帯電話でリアルタイムの情報を別に設けた端末に伝え二重投票を防ぐというもので、どこの自治体でも真似できる内容であった。他にも選挙コンシェルジュや選挙カフェ、選挙クループロジェクトと言った独自の取り組みがなされており、1つ1つ興味深い取り組みであった。何よりネーミングがキャッチーであり、そこには若年層を巻き込もうという視点がある。今回の視察の対応をしてくれた方は若い主任の職員であるが、選管から他部署へ異動を経た後、希望して選管へ帰ってきたという。やる気のある若手職員とその能力を最大限活かそうとする人事課や上司の懐の深さが、斬新な取り組みにつながったのだろうと感じた。松山市における大学構内への期日前投票所の設置や若年層への啓発活動とともに、こうした職員の姿勢、職場環境についても求めていきたい。

No.7月 - 18

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 7月 31日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	48,600 円				
内 容	7月分 庁舎外事務所(葵区) 家賃として				
支 払 先					
備 考	静岡市葵区上伝馬22番55号 契約書の写しは平成27年度NO.4月-7に添付済み				
				出納簿 確認欄	V

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

No. 7月 - 18

支払証明書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	8	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

庁舎外事務所(葵区) 家賃として

(月額¥97,200-の1/2)

静岡市葵区上伝馬22番55号

支払年月日 27年 7月 31日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 7月 31日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団

代表者名 尾崎 剛司

印

No. 7月-19

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 7月 31日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	32,400 円				
内 容	7月分 庁舎外事務所(駿河区) 家賃として				
支 払 先					
備 考	静岡市駿河区丸子6丁目4番35号 契約書の写しはNo.5月-9に添付済。				
				出納簿 確認欄	

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 7月-19

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	2	4	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

庁舎外事務所(駿河区) 家賃として

(月額¥64,800-の1/2)

静岡市駿河区丸子6丁目4番35号

支払年月日 27年 7月 31日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

27年 7月 31日

会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団

代表者名 尾崎 剛司



支 出 伝 票

No. 7月 -

20

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	27年 7月 31日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	156,200 円				
内 容	雇用職員 7月分給与として				
支 払 先					
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

NO.

7 月 - 15
20

領収証

平成27年 7月 31日

日本維新の会 静岡市議会議員団 様

金額 ¥156,200-

(但 7 月分給与として)

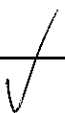
上記金額を領収いたしました。

[Redacted signature area]

No. 7月 - 7/

2/

支 出 伝 票

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	27年 7月 31日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	312,400 円				
内 容	雇用職員 夏季賞与として				
支 払 先					
備 考	出納簿 確認欄 				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

NO.

7月 ~~17~~⁹
21

領収証

平成27年 7月 31日

日本維新の会 静岡市議会議員団 様

金額 ¥312,400-

(但 27 年度夏季賞与として)

上記金額を領収いたしました。



No. 7 22
6月 - 22

支出伝票

		代表者		経理責任者					
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費								
実施年月日	27年 7月 31日								
支払年月日	27年 7月 31日								
金 額	△ 2,343 円								
内 容	雇用職員 雇用保険料 被保険者負担分 戻入分 (7月分および賞与分)								
支 払 先	日本維新の会 静岡市議会議員団								
備 考	7月分 ¥781- <table border="1" data-bbox="571 1547 986 1592"> <tr> <td>雇用保険料</td> <td>781</td> </tr> </table> 賞与分 ¥1,562- <table border="1" data-bbox="571 1615 986 1659"> <tr> <td>雇用保険料</td> <td>1,562</td> </tr> </table>					雇用保険料	781	雇用保険料	1,562
雇用保険料	781								
雇用保険料	1,562								
				出納簿 確認欄	✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。
現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 出 伝 票

No. 7月 - 27
23

		代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費				
実施年月日	27年 7月 31日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	7,717 円				
内 容	7月使用分 電話・インターネット使用料として				
支 払 先	NTTファイナンス(株)				
備 考	請求金額のうち電報料(¥3,650)を引いた金額です。 27--8-31 振替 *11,367 NTT電話料				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

お客様氏名 CUSTOMER NAME	日本維新の会静岡市議会議員団 日本語表示に標準的なコードとして使用されているJIS漢字コードを用いて表示しているため、それ以外の文字は●(黒まる)表示となります。	様
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	00-4703-4807	

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2015年8月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	11,367円
振替日 TRANSFER DAY	2015年8月31日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 10,179円
NTTファイナンス分ご請求額 1,188円
(合計) 11,367円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

電話料金等料金領収金額

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2015年7月ご請求分 (2015年7月31日振替)
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	8,082円
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * * *
	口座番号 (ACCOUNT) * * *

前月または前々月のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『領収金額』を表示いたします。

(1 / 1 ページ)

※ユニバーサルサービス料について※

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から１番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

No. 7月-224

支出伝票

		代表者		経理責任者	
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費				
実施年月日	27年 7月 31日				
支払年月日	27年 7月 31日				
金 額	40,946 円				
内 容	7月分 管内調査旅費交通費・通信費補助金				
支 払 先	尾崎剛司議員・池谷大輔議員				
備 考	★詳細は別紙				
				出納簿 確認欄	

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。現金出納簿への記入は支払年月日順に記入して下さい

NO7A-24

平成27年7月分 管内調査交通費・通信費補助金

日本維新の会
静岡市議会議員団

	議員名	支給額	受領印
1	尾崎 剛司	29,040	
2	池谷 大輔	11,906	
	合計	40,946	

NO. 7月-27

管内交通費・通信費補助費 計算表

平成27年7月分

平成27年7月31日

日本維新の会
静岡市議会議員団 代表
尾崎剛司 様

議員名 尾崎剛司

区分		領収書計	内政務活動分	備考
1	自宅電話・FAX代	6,093	3,046	
2	携帯電話代	4,961	2,480	
3	自宅インターネット代	-	-	
4	ガソリン代	10,081	8,064	
5	タクシー代	8,350	8,350	
6	駐車場代	7,100	7,100	
7	バス・電車代	-	-	
計			29,040	

No. 7月 - 27

管内交通費・通信費補助費 計算表
平成27年7月分

平成27年7月31日

日本維新の会
静岡市議会議員団 代表

尾崎剛司 様

議員名 池谷大輔

区分		領収書計	内政務活動分	備考
1	自宅電話・FAX代	-	-	
2	携帯電話代	13,978	6,989	
3	自宅インターネット代	-	-	
4	ガソリン代	6,147	4,917	
5	タクシー代	-	-	
6	駐車場代	-	-	
7	バス・電車代	-	-	
計			11,906	